$\Diamond$ 版で、一般への公開用ではありません。 議事速報は、 審議の参考に供するための未定稿 正規の会議録が発行される

 $\Diamond$ 後刻速記録を調査して処置することとされた は、原発言のまま掲載しています。 理事会で協議することとされた発言等

 $\Diamond$ 今後、訂正、削除が行われる場合がありま 議録と受け取られることのないようお願い ので、審議の際の引用に当たっては正規の会

#### 九時 分開

律案の両案及び修正案を一括して 罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法に階猛君外二名提出、組織的な犯罪の処罰及び犯 びこれに対する平口洋君外四名提出の修正 規制等に関する法律等の一部を改正する法律案及 内閣提出、 組織的な犯罪の処罰及び犯罪 これより会議を開きます。 議題とい たしま 案並び 収益

この際、お諮りいたします。

島俊郎君の出席を求め、 として警察庁長官官房審議官白川靖浩君、 存じますが、 査庁次長杉山治樹君及び外務省大臣官房参事官飯 ・案及び修正案審査のため、 御異議ありませんか。 説明を聴取いたしたいと 本日、政府参考人 公安調

「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決しました。 〇鈴木委員長 御異議なしと認めます。 ょ いって、

て質疑を行います。 〇鈴木委員長 これより両案及び修正 案を 括 L

ます。土屋正忠君。 質疑の申し出があり )ますの で、 順次これ を許

集約してきたと存じます。 〇土屋(正)委員 議論が積み重ねられ、 長い間議論をしてまいりま そして、 相当論点が

たいと存じます。 その上で、私は、 大臣に何点かお尋 すねをい たし

であります。 刑事局長以下、 第一の質問は、 政府参考人の答弁の範囲につい 金田大臣の答弁すべき範 囲と、 て

なっております。 ことは政府参考人が答弁をする、こういう配分に 基づいて、大臣が政策を語り、 づいて、大臣が政策を語り、細目的、技術的な衆議院規則並びにこの各会派申し合わせ事項に

があるだろうと思います。日本の民主的な行政執行にかかわる根本的 しかし、この衆議院規則の背景にあるものは、 な課 題

となっているわけであります。 次に掲げる事務をつかさどる。 ぞれの役割が分任をされているわけであります。 織法、法務省設置法並びに法務省設置令などなど とりわけ、法務省組織令第五条は、 法体系によって、 事法制に関する企画及び立案に関すること。」 我が国においては、憲法、内閣 法務省の行政領域とまたそれ 」として、一に「 法、 国家行政 「刑事局は、 組

> 責とその答弁に対する心 こういった中において、 改 構えをお聞きしたい 分て、 私は、 大臣  $\mathcal{O}$

わ

問、奇問が出されているわけであります。 とるのはテロ等の準備罪に当たるかなどという珍 えば、具体的に言えば、保安林に入ってキノコを われたわけでありまして、このことについて、 外れている、こういったようなことがたびたび行 もかかわらず、大臣一人に質問を集中させて、そ る職員が一体となって法務行政を執行しているに して、あたかもそれが裁量的な事項からはるかに こういった、 法務省、全体として五万人を超え 例

ツタケもあるし、その辺の普通のキノコもあるわそもそも、キノコといったって、いろいろ、マ ない限り、 る里山の住人なのかどうかとか、こういうことが けですから、とりに入ったのが入会権を持ってい 答えようがないわけであります。 キノコといったって、いろいろ、

的なことをお尋ねしたいわけであります。 な誤認があると言わざるを得ないわけであります。 法の民主的な統制、こういったことに対する重大 ば、日本の民主的な行政執行、憲法を原点とする せて一本とったなどと考えている者がいるとすれ れないからといって、大臣をあたかも窮地に立た 私は、改めて、金田大臣の基本的な姿勢につい でありますからして、そのことをもって答えら 締めくくりが近いわけでありますから、

がございました。 ただいま土屋委員からの

法務省の任務それから所掌事務というものは そして時代の情勢を踏まえた、 そう

去客舎の任务というのは、即風田のように、なるというふうに私は認識をいたしました。いう事務が多いということをおっしゃっておらら

お引きでございますのでお答えしますが、甚本第三条に規定されておるわけであります。 だいまの御質問にもありましたが、法務省設置法を終省の任務というのは、御承知のように、た

ます。
こな処理、出入国の公正な管理を図ることであり正な処理、出入国の公正な管理を図ることであり擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利お聞きでございますのでお答えしますが、基本

関することなど、多岐にわたる事務が規定されて そして恩赦に関すること、戸籍、国籍、 判の執行、保護観察、犯罪の予防に関すること、 いるわけであります。 る争訟に関すること、外国人の在留、 総合法律支援に関すること、国の利害に関係のあ すること、人権侵犯事件、 法制度の企画立案に関すること、検察、 ついては、 そして、この任務を達成するための所掌事務に 法務省設置法の第四条において、 刑事法制の企画立案に関すること、 人権啓発に関すること、 難民認定に 登記に関 刑など裁 例え 司

ております。
にそのとおりであろう、このように私も受けとめられている、仕事が非常に多岐にわたるという点で、現在の法務行政というのは多くの使命を求めて、現在の法おりでありまして、時代の状況を踏まえにそのとおりでありまして、時代の状況を踏まえしたがって、土屋委員のおっしゃることはまさ

遂行に当たっておられる、私はこのように認識を職員が、非常に多い皆さんが力を一つにしてそのこれらに関して、例えば、全国で五万三千人の

しております。

ているものと受けとめております。 もな方針を決して、責任を負う使命、役割を担っ すために、法務行政のあり方について、その基本 臣政務官の支えを得ながら、法務省の任務を果た と改ら、副大臣、大 は私、法務大臣でありますことから、副大臣、大

可能性はあります。

可能性はあります。

可能性はあります。

の法務行政においては、法務大臣が一つ一つ判断をすることにより、現実的ではないのではないかとにより、現実的ではないのではないかとにより、現実的ではないのではないかとにより、現実的ではないというケースも出てくるにより、現実的ではないというケースも出てくるにより、現実的ではないというケースも出てくるにより、現実的ではないというケースも出てくる。

可能性はあります。

そして、そのもとで、本省に大臣官房や七つのそして、そのもとで、本省に大臣官房や七つのおます。

の職員がそれぞれの役割に応じた職責を果たし、大臣政務官、そして本省、全国各地の組織、機関高責任者である法務大臣、それを支える副大臣、したがいまして、法務行政においては、その最

O土屋(正)委員 ありがとうございました。る、このように私は認識をいたしております。を支えるという重要な任務を担っているものであいく、国民の皆様の生活の安全、安心を守る基盤一丸となって多岐にわたる所掌事務に対処をして

た日、枝野先生が刑事局長と二時間にわたって命を果たされることを期待いたしております。立場からも、さらに頑張って、大局的な立場で使巨大な組織の最高責任者でもあり、組織管理の(1)

大変濃密な議論をいたしました。私、さすがだな大変濃密な議論をいたしました。私、さすがだなと思って感心して、その日のブログに枝野先生のと思って感心して、その日のブログに枝野先生のと思っながでありますし、それはそれ、プロきたことも事実でありますし、それはそれ、プロきたことも事実でありますし、それはそれ、プロきたことも事実でありますし、それはそれ、プロラニとをお書きしたわけでありますが、こういう専ます。どうぞ、そういった意味で、我々は持ち場ます。どうぞ、そういった意味で、我々は持ち場よした。私、さすがだな大変濃密な議論をいたしました。私、さすがだな大変濃密な議論をいたしました。私、さすがだな大変濃密な議論をいたしました。私、さずが大きが、ことが表情を表していた。

との間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、その全体像についてお尋ねをいたしたいと存じます。りつつあるわけでありますが、その中にあって、りつつあるわけでありますが、その中にあって、りにより提出されたわけでありますが、その中にあって、りにより提出されたわけでありますが、その中にあって、りにより提出されたわけでありますが、その中にあって、りにより提出された形で、当業が表話を重ね、議論が煮詰まで示された懸念等を踏まえて与党と日本維新の会の間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間で協議が行われたということですが、そのとの間ではいうによりによりますが、

#### 〇平口委員 お答えいたします。

ます。 まず、修正協議の経過について御説明をいたし

正案を提出いたしました。

正案を提出いたしました。

正案を提出いたしました。

正文第合意に至り、翌五月十二日に三党共同で修力的に協議を進め、去る平成二十九年五月十一日自由民主党、公明党、日本維新の会の三党間で精自由民主党、公明党、日本維新の会の三党間で精合に投入。

「大統合意に至り、翌五月十二日に三党共同で修定大統合意に対しる審議が始まった後、日本維新の会かる。

ます。
次に、修正案の概要について御説明を申し上げ

旨の規定を追加することとしております。その適正の確保に十分に配慮しなければならない疑者の取り調べ、その他の捜査を行うに当たって、第一に、テロ等準備罪に係る事件についての被

いて定めることとしております。を行うための制度のあり方という二つの事項につなテム、いわゆるGPSに係る方法を用いた捜査に関する制度のあり方、及び、二、全地球測位シに関する制度のあり方、及び、二、全地球測位シ 第二に、附則の検討事項として、一、テロ等準

を明記することといたしております。告訴がなければ公訴を提起することができない旨いわゆる親告罪に係るテロ等準備罪につきまして、がなければ公訴を提起することができないもの、第三に、テロ等準備罪の対象犯罪のうち、告訴

これこついては、也の会派の当さんも卸買る 〇土屋(正)委員 ありがとうございました。

たしたいと存じます。あることと存じますので、きょうはこの程度にいあることと存じますので、きょうはこの程度にいこれについては、他の会派の皆さんも御質疑が

〇鈴木委員長 ちょっと所用で。 次に、大臣にお尋ねをいたしますが……

#### 〇土屋(正)委員 はい。

通告をしてありますので申し上げますが、テロは出生をしてありますのであります。とりわけ、二○二○に東京オリンピック・パーのために全力を尽くすわけでありますが、しかし、これは相当思い切った覚悟が必要だろうと思います。とりわけ、二○二○に東京オリンピック・パー・パー・でありますが、これを狙ってさまざまな動きが出てくることは当然予想されるわけであります。

であります。であります。といかなければならないと改めて思うわけを守っていかなければならないと改めて思うわけを守っていかなければならないと改めて思うわけであります。我々は、過去に起こってきているわけであがけない事態が幾つも起こってきているわけであまた、過去には、予想もできないような、思い

日本人拉致事件であります。 その一つは、一九七〇年代に続発した北朝鮮の

び重なる事象によって、そういった現象が、もし考えが及ばなかったわけであります。しかし、た為をもって我が国の国民を拉致するなどとは全く当時は、まさか隣国が、国家組織としてテロ行

予想もできない事態であったと思います。けでありますが、しかし、当時としては、本当に今は北朝鮮の拉致事件というのは相手も認めたわたわけであります。恐らく、一九七○年代では、かしたらというところから、確信に変わっていっかしたらというところから、確信に変わっていっ

民の主命と財産を守るか、こういっとことについて、一九九四年から一九九五年にかけてのオウム真理教事件であります。深刻な事態になりつつあるわけでありますが、トが世界じゅうに普及しているわけでありますが、トが世界じゅうに普及していたわけであります。また、最近では、利便性を求めてインターネッまた、最近では、利便性を求めてインターネッまた、最近では、利便性を求めてインターネッまた、最近では、利便性を求めてインターネッまた、一点目として、一九九四年から一九九五玉の主命と財産を守るか、こういっとことについる。

今、誰も想定できない事態が起きたときどう国会、誰も想定できない事態が起きたときどう国人が

した。
きは、本当に地域社会も騒然とした空気でありまきは、本当に地域社会も騒然とした空気でありまについて少し申し上げたいと思いますが、このと一つ、二十二年前に起こったオウム真理教事件

あるいは夜間、警備会社に頼んでパトロールをしたが予想され、これに対して全国の水道管理者はこれは大変だ、とりわけ都会周辺の水道管理者はとが予想され、これに対して全国の水道管理者はとが予想され、これに対して全国の水道管理者はとが予想され、これに対して全国の水道管理者が、とが予想され、これに対して全国の水道管理者が、とが予想され、これに対して全国の水道管理者が、とが予想され、これに対して全国の水道管理者が、とが予想され、これに対して発情を表

このオウム真理教が示した事件というのは、国たことでもって対応をしたわけであります。たり、宿直員に泊まり込みをさせたり、こういっ

とはありません。

このオウム真理教が示した事件というのは、国このオウム真理教が示した事件というのは、国このオウム真理教が示した事件というのは、国このオウム真理教が示した事件というのは、国

ました。
ました。
ました。
まことに深刻な事態であります。このときなどは、武蔵野から都心に通学ります。このときなどは、武蔵野から都心に通学ります。このときなどは、武蔵野から都心に通学ります。このときなどは、武蔵野から都心に通学ります。このときなどは、武蔵野から都心に通学をしている子供たちを休学させる、同があるかわからないから休学をさせる、こういうことも関地リン事件が、一九九四年の六月二十七日、松本サリン事件が一九九四年の六月二十七日、松本サリン事件が

あります。が起こり、国松長官は瀕死の重傷を負ったわけでの最高司令官であった国松警察庁長官の狙撃事件せんが、一九九五年三月三十日には、オウム警備せらに、これはオウムの事件かどうかわかりま

ステムは既にあったわけでありますが、鉄道の改当時、自動車ナンバーの自動読み取り装置Nシがこの対策に取り組んだわけであります。の間、日本じゅうが震撼をして、さまざまな機関麻原彰晃逮捕の一九九五年の五月の十六日まで

いわゆる監視カメラが設置をされたのはこ

れが進まなかったことがあります。イバシー権とかという議論があって、なかなかこカメラをつけることについては、肖像権とかプラのことがきっかけであります。それまでは、監視

れが進まなかったことがあります。
れが進まなかったことがあります。

武蔵野市で吉祥寺の駅前にピンクサロンというのがわっとできたときに、このために監視カメラのがわっとできたときは、公道上に監視カメラを入れたのは今から四十年前の昭和五十二年でありますが、風俗環境から静穏な生活を守るためにといって日本弁護士連合会に調査を、いわゆる風俗営業から離れて静穏に暮らす権利というのはどういって日本弁護士連合会に調査を、いわゆる風俗営業から離れて静穏に暮らす権利というのはどういったを破頼いたしました。日弁連の人権小委員会がたを依頼いたしました。日弁連の人権小委員会がったを破損いたしました。日弁連の人権小委員会がないらいただいて、一定の報告を出されたわけでありますが、これなども行動の自由、肖像権などをめぐった議論でございました。

を未然に防ぐ、あるいはそのための対策をとる、 とを未然に防ぐ、あるいはそのための対策をとる、 と でありますからして、私が言いたいのは、テロ でありますからして、私が言いたからに は、一連の事件の中から、国民が、これはしよう が広く知れ渡ったのは、IRAの爆弾テロに対す が広く知れ渡ったのは、IRAの爆弾テロに対す でありますからして、私が言いたいのは、テロ を未然に防ぐ、あるいはそのための対策をとる、 とを未然に防ぐ、あるいはそのための対策をとる、 とを未然に防ぐ、あるいはそのための対策をとる、 とを未然に防ぐ、あるいはそのための対策をとる、 とを未然に防ぐ、あるいはそのための対策をとる、 とを未然に防ぐ、あるいはそのための対策をとる、 と

思っているわけであります。もに歩む法制でなければならない、こんなふうにと支援がなければならないし、そして、国民ととわかりません、こういうことを含めて国民の理解あるいは刑事訴訟法のいろいろなことがあるかも

横領の容疑でありました。
オウム事件の中でもいろいろなことがありました。例えば、オウム事件の捜査をする検察、警察、た。例えば、オウム事件の捜査をする検察、警察、といる時は、警察官は二十二万人でありました。そして、それを支えたのが国民の目でありました。そして、わけであります。警察は、ありとあらゆる手段をを住民が通報した、そのことがきっかけになったを住民が通報した、そのことがきっかけになった。それが警察官でありますが、当の公司というとしたとき、これを職務質問したの尽くしました。この幹部職員が放置自転車に乗った。

危機意識があったんではないでしょうか。があったということが、やはり国民の危機管理、いておしまいですよ。だけれども、そういうこといて황察までしょっぴきませんよ。まず事情を聞の警察官の動きがあり、普通は、自転車泥棒なんのまり、国民の声があり、その声に応えた現場

とが必要なのではないかと思います。テロの脅威関係団体は全力を挙げて治安を守る、こういうこっとやる、その法制に従って、検察、警察、また権や何かに配慮しながらも、やるべきことをきちをやる、法制が必要なら法制をきちっとやる、人テロの脅威を未然に防ぐために今やるべきこと

国の治安、司法当局と情報を速やかに共有してい を未然に防ぐために、TOC条約を締結して、 こういうことが非常に大事なことではなかろ

いだわけであります。 みんな総力を挙げて、これ以上のテロの拡散を防 に、水道管理者も、鉄道管理者も、 くて、自衛隊の化学防護隊も全面的にバックアッ 教で示した力というのは、検察、 プをしました。海上保安庁も、 さまざまなことがありました。 さっき言ったよう 警察だけではな このオウム真理 道路管理者も、

を承りたいと存じます。 極めて専門的な議論を重ねた上で今日ここに至っ るわけであります。改めて、今までの個別的な、 全と生命、財産を守っていく使命は法務大臣にあ そして、その法務省を統括し、組織管理し、他の ますが、法秩序の真ん中にあるのが法務省であり、 た、その時点でもって、改めて法務大臣の御決意 官庁と十分連絡調整を図りながら、日本国民の安 そこで、大臣の決意をお尋ねしたいわけであり

蔵野市長を務めておられたときのさまざまな当時 についての状況と決意というものをお話しさせて てお話をさせていただき、そしてまた、テロ対策 というものはよく感じた次第であります。 ておりまして、非常に、土屋委員のその熱い思い 〇金田国務大臣 ただいま、土屋委員がかつて武 私の方から、まず、テロ等準備罪の有効性につい 状況に基づくお話をなされました。拝聴いたし そこで、お答え申し上げるわけでありますが、 ただきたいと思います。

> 会と緊密に連携することが可能となる。 しや捜査共助、そして情報収集において、国際社結することによって、国際的な逃亡犯罪人引き渡さらに、テロ等準備罪を整備してTOC条約を締 発生を未然に防止することができるようになる。 を含む組織犯罪につきまして、 処罰が可能となる。その重大な結果の 備罪を設けることによりまして、 実行着手前の段 階

どまるものではない、テロリズムの防止に向けて うに考えております。 さまざまな対策を行うことは重要である、このよ 今回の法整備を行って本条約を締結することにと その状況を考えた場合に、テロ対策というものは 策として有効である、このように考えております。 締結するための国内法の整備というものはテロ対このように、テロ等準備罪を含むTOC条約を もとより、委員が御指摘のとおり、テロ対策、

とともに、水際対策の徹底、 知もしております。 総合的なテロ対策を強力に推進しているものと承 バーセキュリティー対策の強化といったような、 会と緊密に連携をして情報収集、分析を強化する ロ情報収集ユニットを設置いたしまして、 ゲット等に対する警戒警備の強化、そしてサイ 現在、政府におきましては、官邸直 重要施設やソフトタ |轄の国際テ 国際社

]

このように考えている次第であります。 その推進することの重要性についてまた国民の御 全体としての取り組みを推進することによって、 委員がおっしゃられたように、この 御支持を得ていくことが極めて重要である ような政 府

> っかりと取り組んでまいりたい、このように考え 等とも連携をして、テロ対策、そうしたものにし 国民の皆様の御理解を得ていくように、関係省庁 もに歩むというお言葉を今委員は使われました、 ついては引き続き丁寧に説明をいたし、 持って、テロ等準備罪を整備することの必要性に ておる次第であります。 私ども法務省としては、その使命をしっかりと

〇土屋(正)委員 ありがとうございまし 最後に、重ねての要望といたします。

門的な知見を蓄積した、また民間の力もかりなが ようにお願いをして、私の質疑といたします。 これからも引き続き職務を果たしていただきます 策をとることを要請し、また、その中心に金田法 ら、どうぞひとつ、政府の中にあって総合的に対 省のNICTを中心に、サイバー攻撃に対する専 財務省、そしてまた、サイバーテロなどは、総務 と税関の役割も極めて大きいわけでありますから る場合には国土交通省を初め関係局、また、入管 あるいは、ドローン等による仮に犯罪が予想され ありますが、同時に、水際作戦では海上保安庁、 務大臣がいらっしゃることを大変うれしく思い、 きょうは、どうもありがとうございました。 法務省を中心に、検察、警察が治安のかなめで

#### 〇鈴木委員長 次に、 吉田宣弘君。

の吉田宣弘でございます。 O吉田(宣)委員 おはようございます。 公明

速質問に入らせていただきます。 を申し上げて、 本日も質問の機会を賜りましたことに心から 限られた時間でございます、 早 感

に従い質問をさせていただきます。 国内法整備が必要なのか、そうでないのかという 議論がずっと継続をしてきているというふうに思 議論がずっと継続をしてきているというふうに思 議論がずっと継続をしてきているというふうに思

先日の法務委員会における参考人の質疑におい 先日の法務委員会における参考人の質疑におい 先日の法務委員会における参考人の質疑におい 先日の法務委員会における参考人の質疑におい 先日の法務委員会における参考人の質疑におい たのの新規の立法措置は不要であるという御意見を めの新規の立法措置は不要であるという御意見を ある、本条約の犯罪化の要求を満た はいという旨の記載を理由として、国際組織犯罪 ないという旨の記載を理由として、国際組織犯罪 ないという旨の記載、及びUNOD

まずお伺いしたいと思います。この海渡参考人の御意見に対する外務省の所見を私はそのように理解をしておりますけれども、

○飯島政府参考人 お答え申し上げます。

する必要がないことを意味するものではございまする必要がないことを意味するものではございまろの趣旨、すなわち、本条約第五条1(a)に規定するかは、他の国内法の規定との整合性をに規定するかは、他の国内法の規定との整合性をのように表がでいて、国内法において具体的にどのよう犯罪について、国内法において具体的にどのよう犯罪について、国内法において具体的にどのよう犯罪について、国内法において具体的にどのよう犯罪に対している。

せん。

UNODCの口上書における御指摘の記載、すなわち、本条約と全く同一の文言等によって国内法を確に説明したものであり、本条約の犯罪化義務が確に説明したものであり、本条約の犯罪化義務が確に説明したものであり、本条約の犯罪化義務が確に説明と全く同一の文言等によって国内法をは、本条約と全く同一の文言等によって国内法をは、本条約と全く同一の文言等によって国内法をは、本条約と全く同一の文言等によって国内法をは、本条約と全く同一の文言等によって国内法をは、本条約と全く同一の文言等によって国内法を表示した。

表示であるとすることはできないものと 大学であるとすることはできないものと できないことから、現行法では本条約の犯罪 できないことから、現行法では本条約の犯罪 ないことから、現行法では本条約の犯罪 が国におきましては、参加罪は存在せず、共 我が国におきましては、参加罪は存在せず、共

〇吉田(宣)委員 今御説明があったとおり、先の吉田(宣)委員 今御説明があったとおり、先手というものは、あくまで、国内法整備で条約はありませんよというものを示したところであった。自国の都合での解釈というものを条約が許容しているということではないということだと私はしているということではないということだと私はしているということではないということだと私はしているということではないということだと私は世解をしておりますので、したがいまして、この理解をしておりますので、したがいまして、この理解をしておりますので、したがいまして、の日はありますので、したがいまして、この理解をしておりますので、したがいまして、この理解をしておりますので、したがいません。

や共産党も賛成をしていただいております。のとおり、我が党や自民党、また、当時の民主党約締結について審議がなされて、皆さんも御承知条約については、平成十五年の国会において、条っておきたいと思います。また、歴史的にも、本っているということ、このことは、まず強く言ここで、各党が条約の締結には賛成をしてくだここで、

く申し上げておきたいと思います。
て条約を締結しようとする場合は、政府は、条約で条約を締結しようとする場合は、政府は、条約で差について国会の承認を求めるということを承にとについて国会の承認を求めるということを承にさいて国会の承認を求めるということを承にさいて国会の承認を求めるということを承にさいているということを承にさいているということを承にさっているということを承にさっているということを承にさっているということを承にさっているということを承にさっているということを、まず前提として強くださっているということを、まず前提として強います。

うに私は承知をしております。
れはもう条約の承認時から明らかであるというふことから出発しなければならなかったことは、こ避けられない、立法をしなければいけないという、法整備が避けられないということは、そういう、ものは、すなわち、合意罪もしくは参加罪の国内ものは、すなわち、合意罪もしくは参加罪の国内したがって、このTOC条約五条の義務という

て共謀共同正犯というものを適用すればそれで足いう規定がある法律もありまして、予備罪についもありました。また、同じく、日本には予備罪とあるから特別な立法は要りませんねという御主張いう理論が日本には確立をしていて、この理論がこの点、この委員会の議論で、共謀共同正犯と

次に、計画を処罰するけれども、だから、合意 を済っで、このことも理由にならない。(発言す を済っで、これも、残念ながら、TOC条約五条の ということを求めているTOC条約の趣旨を必要十 したがって、結果、合意という部分を処罰すると したがって、結果、合意という部分を処罰すると したがって、結果、合意という部分を処罰すると したがって、結果、合意という部分を処罰すると したがって、結果、合意という部分を処罰すると がうことを求めているTOC条約の趣旨を必要十 いうことを求めているでさないということになり ますので、このことも理由にならない。(発言す がに、計画を処罰するけれども、だから、合意

#### 〇鈴木委員長 御静粛に願います。

の審議で、これは我が党の濵地委員からの質疑で 〇吉田(宣)委員 以上がこれまでの法務委員会

> す。 あったところでございまして、明らかでございま

っております。が、わかろうとしていない主張であろうと私は思が、わかろうとしていない主張であろうと私は思しるから、意味がわからないと言っております

ますけれども……(発言する者あり) 時間が限りがございますので、次に質問いたし

#### 〇鈴木委員長 御静粛に願います。

○吉田(宣)委員 先日、民進党ほか、自由党さの吉田(宣)委員 先日、民進党ほか、自由党さの吉田(宣)委員 先日、民進党ほか、自由党さの吉田(宣)委員 先日、民進党ほか、自由党さの吉田(宣)委員 先日、民進党ほか、自由党さ

その上で、まず、過去の経緯について質問させるということも、一応承知はしております。は新たな国内法整備は必要でないという立場であもちろん、民進党さんは本条約の締結のために

では、共謀した者が処罰されると規定をされていただきます。恐縮ですが、お許しください。では、この修正案はたとお聞きをいたしました。では、この修正案はたとお聞きをいたしました。では、この修正案対する修正案を提出しておられます。この修正案対なかったのかどうか、端的にお教えいただければなかったのかどうか、端的にお教えいただければなかったのかどうか、端的にお教えいただければと思います。恐縮ですが、お許しください。

刑法の謙抑的な考え方、これに合致するような対ういうことを前提にして、その範囲の中で最大限、けれども、我が党は当時、閣法が提出された、そ平成十八年、二〇〇六年当時の議論であります。

いただいたわけであります。応がとれないかということで修正案を提出させ

7

ます。

す。

な要ないというふうに考えているわけでありまが必要ないというふうに考えに立って、現在は国内法というますので、その考えに立って、現在は国内法陰謀、そうしたものが含まれているということでだきましたけれども、現行法体系の中で、予備、その理由として、先ほど吉田委員もお話をいた

ているということであります。すので、もう十年間、この考え方を我々は保持しマニフェストとして掲げさせていただいておりまけれども、二○○七年に参議院選挙があったかと思うんですこれにつきましては、記憶をたどりますと多分

以上でございます。

す。 〇吉田(宣)委員 今、非常に丁寧な、また誠実

らすれば、これは非常に当然な姿勢だった、民主時に留保を付さずに条約の承認に賛成した姿勢か案をお出しになっていた姿勢、先ほど、条約承認私は、当時、共謀した者を処罰するという修正

うふうに私は思っています。 党さんの姿勢というのは当然のことだと思ってお TOC条約の趣旨に沿った姿勢であったとい もちろん政府案とは形は違いますけれど

たというふうに私は思えてなりません。理解に苦 いうのは当時の姿勢から百八十度変わってしまっ に思います。本委員会においてさまざま議論をさ ことが問われておかしくないんだろうというふう せずにこの条約を締結しなかったのか、私はこの ますれば、何ゆえに民主党政権時代に何ら立法も 続をしているという御説明がございました。 のマニフェストにも記載をしてこれまでずっと継 れておりますけれども、今の民進党さんの姿勢と むところでございます。 逢坂先生から、二〇〇七年以降、 参 議院選 とし

らせていただきます。逢坂先生、 限られた時間でございますので、 ありがとうござで、次に質問を移

をしております。 して提出されたものであるというふうに私 た法案。これは、TOC条約とは切り離して、あ、次に、民進党さんそれから自由党さんが出され くまで国内における組織犯罪対策上必要なものと は理解

を履行できないということも明らかです。 予備の共謀共同正犯の考え方ではこの条約 明らかでございまして、 なければならないことは、繰り返しですけ ためには合意罪もしくは参加罪の一方が創 これまでの国会の議論により、 組織的詐欺と組織的人身売買の罪に 先ほど申し上げたとおり、 本条約の したが の義務 いれども、 設され 締結

> 私は思っております。 義務を履行することは到底できないというふうに そのことは十分承知はしておりますが、 けても、 切り離されておりますの 本条約 で、 0

おもんぱかって、次のように政府に問かなか難しかろうと思われますので、 ます。 議員提出の法案について政府が答弁するのは その背景も いたいと思 な

1

別することができるのか。あるいは、このようにかなど、我が国独自の観点に立って対象犯罪を選罪対策上特に必要で対処すべき緊急の必要がある例えば、重大な犯罪の合意罪について、組織犯 す。 できるのか。外務省から説明を求めたいと思いま五条一項(a)の(i)の義務を履行することが線引きした罪に予備罪を設けることで、本条約第

### お答え申し上げます。

ります。 な犯罪の合意罪の対象とすることを義務づけており重い刑を科することができる犯罪、これを重大 長期四年以上の自由を剥奪する刑、またはこれ おいて定められている刑期の長さを基準として、 ○飯島政府参考人 お答え申し上げます。 の法律に ょ

象は組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪となした場合には、犯罪化が義務づけられる合意の対要件を付すことを認めております。この要件を付 国内法上、 国に対し、 ますことから、 その上で、 組織的な犯罪集団が関与するものとの 重大な犯罪の合意の犯罪化に当たり、 本条約五条1 (a) 本条約の義務を履行するために î は、 約

> 定される罪を重大な犯罪の合意罪の対象犯罪 が関与することが現

するおそれが高いものと考えております。 ものを処罰の対象とする本条約第五条の趣旨に反 きないということとなり、重大な犯罪の合意その 険性の認められる程度の準備がなければ処罰がで ど委員も御説明になられたとおり、そのような危 られた場合といった考え方を前提とすれば、先ほ 的に相当の危険性の認められる程度の準備が整え 観点、基準によって対象犯罪を限定することは、 そのような条約の規定に基づかない我が国独自 の規定の根拠を見出しがたいと言わざるを得ず、 象犯罪を限定するといった観点、基準は、本条約 特に必要で対処すべき緊急の必要がある犯罪に 本条約上、許されていないと考えております。 また、予備罪の予備行為につきましては、客観 御指摘のように、 犯罪対策 対

考えております。 ても、本条約の義務を履行することはできないと よって、限定した対象犯罪に予備罪を設けたとし したがいまして、 御指摘のような観点、 準に

これは条約とは切り離されたところで考えなけ 関係でやはり議論が進んでまいりましたので、 分理解することができません。 けれども、その目的について、 ばいけないということはもちろんではございます 〇吉田(宣)**委員** 野党提出の法案については、 観点から今の質問をさせていただきました。 先日の法務委員会における参考人質疑に 私は残念ながら十 あくまで条約との そ

述べておられました。ことには大きな意味があるという貴重な御意見を慮等の規定等があり、犯罪被害の回復が図られる助や情報交換、没収、財産の被害者への返還の考助いて、木村参考人は、TOC条約には、捜査共おいて、木村参考人は、TOC条約には、捜査共

ないという意味で大きな意義があることは言うま防止され得ること自体、新たな犯罪被害者を生ま 場合、本条約を締結することは犯罪被害者の被害 ういうところにも尽力もさせていただきました。 でもございませんが、木村参考人の御意見のよう 態に即して、 まざま実現してまいりました。最近では、 寄り添って、犯罪被害者保護の施策を提案し、さ に意義があるというふうに承知をしております。 込んだストーカー規制法の改正案を成立する、 そこで、捜査共助等の国際協力の観点から見た テロ等準備罪の創設により、組織犯罪が未然に 我が党は、これまでも一貫して、 犯罪被害者の被害回復という観点も私は大変 ストーカー行為の厳罰化などを盛り 犯罪被害者に 被害実 そ

〇飯島政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねしたいと思います。

回復にどのように資すると言えるのか、外務省に

ります。 率的に実施されるようになることが期待されてお 率的に実施されるようになることが期待されてお 施されることが確保され、また、より迅速かつ効 共助が法的義務に基づく共助として一層確実に実 刑事共助条約を締結していない国との間で、捜査 本条約を締結することにより、我が国との間で

すと、例えば、財産犯罪によって被害者から得らこの点を犯罪被害者の被害回復の観点から見ま

なります。 なります。 で追跡し、確保することが一層期待されることにとれてよって、他の締約国に移転された犯罪収益として相手国に要請することが可能となります。として相手国に要請することが可能となります。 を追跡し、確保することが一層期待されることにを追跡し、確保することが一層期待されることになります。

ために、本条約におきまして、没収に関して一さらに、本条約におきまして、没収に関して一さらに、本条約におきまして、没収に関して一さらに、本条約におきまして、没収に関して一さらに、本条約におきまして、没収に関して一

ることが期待されます。

なことが期待されます。

なことが期待されます。

このように、本条約を締結し、捜査共助や没収にのように、本条約を締結し、捜査共助や没収をのように、本条約を締結し、捜査共助や没収をが可能となります。

は、発転するように求めることが可能となります。

は、発収に係る犯罪収益を我が国に移転された場合には、我が国が本条約を根拠国に移転された場合には、我が国が本条約を根拠国に移転されます。

は強い期待を持っております。ぜひ早期に国内法う道が大きく前進をするものだというふうに、私て、これまでなかなか困難であった被害回復といる古田(宣)委員 本条約を締結することによっ

大切であろうというふうに思います。っと決めるべきときには決める、このことが私はまして、しっかりした議論を踏まえた上で、きち一刻も急がれるというふうに私は認識をしており整備を完了してこの条約を締結すること、これは

した。

されてまいりままける審議にも多くの時間が費やされてまいりま実体法たる本法案に関連して、手続面、運用面に実体法に、本法案の法務委員会の審議においては、

は評価をしたいところでございます。緯を踏まえた誠実な修正案であるというふうに私議し、修正案が提示をされております。審議の経表のような中、与党と日本維新の会が真摯に協

りたいと思います。項の趣旨について、修正案提出者から御説明を賜正の修正案について、修正案の法六条の二第四

義務を捜査機関に課すものでございます。全般的に、その適正の確保に十分な配慮をすべきかかわる事件についての捜査を行うに当たっては、修正案、法六条の二第四項は、テロ等準備罪にの國重委員 吉田委員にお答えいたします。

などがありました。権侵害が生じることを懸念する声があるとの指摘る懸念があるとの指摘や、違法な捜査によって人義を有することとなり、自白偏重の捜査が行われれて、証拠収集方法としての取り調べが重要な意テロ等準備罪の捜査については、国会審議にお

4の確保に十分に配慮することを求めるため、テベ者の取り調べその他の捜査については、その適このことを踏まえ、テロ等準備罪にかかわる被

正することとしたものでございます。を図るべきである旨の配慮義務を盛り込むよう修口等準備罪の捜査全般について、特に適正の確保

でございます。 となり、自白偏重の捜査が行われる懸念がある、 めるものである、このように理解しているところ 同罪のテロ等準備罪の取り調べその他の捜査につ こういった指摘など国会における議論を踏まえて、 集方法として取り調べが重要な意義を有すること したように、テロ等準備罪の捜査における証拠収 いては、今、 配慮しなければならない旨の規定、この趣旨につ 〇林政府参考人 て、その適正の確保に十分に配慮することを求 修正案提案者からの御説明にありま 修正案の中の 適 正 の確保に十分

なると考えられます。過を踏まえまして、一層慎重な対応をすることにして、このテロ等準備罪に関する国会の議論の経本規定が置かれた場合には、捜査機関におきま

たいと考えております。 内容について、関係機関に十分に周知してまいり善法務当局といたしましても、この規定の趣旨、

しっかり受けとめていただきたいと思います。
〇吉田(宣)委員 この規定の重みというものを

ていると私は思っております。
「備であることがもう既にこの委員会で明白になって条約を締結するために必要不可欠な国内法整させていただきますけれども、テロ等準備罪は下時間が参りそうでございますので最後の質問に

団の早期摘発が可能となります。同時に、国内における、テロを含む組織的犯罪集含む国際組織犯罪の早期摘発が可能となります。共助及び犯罪人の引き渡しが促進をされ、テロを共助及び犯罪人の引き渡しが促進をされ、テロを

組織的犯罪集団が重大な犯罪を計画して、それをすれば、手をこまねいていなければならないとからず、それまで黙っておかなければならないとわらず、それまで黙っておかなければ摘発されないとすれば、国民に重大犯罪の結果が起きるかもっことになってしまいます。

準備罪法案でございます。とに応える法整備が、今審議をされているテロ等いというのが国民の願いであるはずです。そのこはずはないじゃないですか。早期に摘発してほしこのような動きの鈍いことを国民が望んでいる

ます。 大臣の御決意を国民にお示しいただきたいと思い大臣の御決意を国民にお示しいただきを、金田法務犯罪を断じて起こさせない強い決意を、金田法務善組織的犯罪集団が引き起こす、テロを含む重大

○金田国務大臣 吉田委員の御質問にお答えをい

吉田委員がただいまおっしゃっておりました、

ておられたと思います。 まさに、テロ等準備罪の新設の意義について

テロが世界各地で発生して、日本人も犠牲にな

し上げてきたとおりであります。
策は喫緊の課題であることはこれまでも何度も申ンピック競技大会の開催を三年後に控え、テロ対る中で、二○二○年の東京オリンピック・パラリ

大学学、

〇吉田(宣)委員 以上で質問を終わります。 〇吉田(宣)委員 以上で質問を終わります。 立に向けてしっかりと取り組んでまいりたい、こ 極めて重要だと考えているわけでありまして、こ 国際的な組織犯罪の抜け穴となることを防ぐ上で 国際組織犯罪防止条約の締結は、そうした協力関 国際組織犯罪防止条約の締結は、そうした協力関 国に百八十七の国と地域が締結をしております を構築し、我が国がテロ組織による犯罪を含む とする組織犯罪防止条約の締結は、そうした協力関 とは、そうした協力関

〇鈴木委員長 次に、山尾志桜里君。 〇吉田(宣)委員 以上で質問を終わります。

○山尾委員 民進党の山尾志桜里です。

私たちも、国民の命に客観的な危険が生じて、

一部であります。 一部であります。 一部であります。 日本会議場で言わせていただいたことのできない、できないと言うと、かえって国民の命できない、できないと言うと、かえって国民の命では言わないでほしいんですね。できるものを、ことは大事だと思っているんですよ。だからこそ、早く摘発しなければいけないものを早く摘発する

事案です。 したいと思います。聞いていてください。簡単な こういった認識に立って、金田大臣にお伺いを

可能ですか、不可能ですか。し、実際に毒物を準備した場合、現行法で処罰がし、実際に毒物を準備した場合、現行法で処罰が

形的なものも含む、当然、殺人の予備行為としてりするような物的、有形的なものだけでなく、無殺人の予備行為としては、凶器や毒薬を準備した生が刑法の基本書でこのように書いておられます。生が刑法の基本書でこのように書えております。い、このように考えております。

的な理由をおっしゃってください。解釈の方が正しい、そういうことであれば、合理この先生の解釈の方が間違っていて、金田大臣の工野龍一先生といえば刑法の大家ですけれども、

うふうにおっしゃっています。

毒薬を準備したりするようなものも含む、こうい

毒物等に致死性がなければ成立をしないわけであれる人予備罪につきましては、混入しようとするの金田国務大臣 山尾委員にお答えをいたします。

とができると思います。人予備罪は成立しない、このように申し上げるこ人予備罪は成立しない、このように申し上げるこ的に相当の危険性を備えるに至らない段階では殺を有するものであっても、裁判例によれば、客観ります。また、混入しようとする毒物等が致死性

すいとしているこれではいるでとありがたい、こういうふうに山尾委員にはおを、何についてというのを教えていただければも例もお示しいただきました。事前の通告でその辺へれから、申しわけありませんが、こうした事

だということですか。

立、字観的に相当な危険が認められる場合は皆無と計画し、実際に致死性がある毒物を準備した場を計画し、実際に致死性がある毒物を準備した場を計画し、実際に致死性がある毒物を混入することを計画し、実際に致死性がある毒物を混入することを計画し、実際に致死性がある毒物を混入することですか。

O金田国務大臣 皆無だとは申し上げておりませ

しいのではないかと思います。し上げている、このように理解してもらえばよろし上げて、成立しない場合があるということを申

〇山尾委員 初めからそう言っていただければ

そういうお答えでよろしいですか。成立する場合もあれば成立しない場合もある、

きます。 事案によるわけでありまして、そう申し上げてお**〇金田国務大臣** お答えしますが、個別具体的な

をいたします。
そして、事前の通告はぜひともよろしくお願い

○山尾委員 皆無ではない、成立しない場合もある、これでしか論理ない場合も成立する場合もある、これでしか論理ない場合も成立する場合もある、これでしか論理ない場合も成立する場合もある、これでしか論理ない。成立しない場合もある。

ふうに思います。 (発言する者あり) ない。これは余りにも不誠実な書き方だというとがでさな、保留もなく、処罰することができませんと。何らのこの時点で処罰することができませんと。何らのこかに、実際に毒物を準備した場合であっても、を計画し、実際に毒物を準備した場合であっても、を計画し、実際に毒物を準備した場合であっても、といいと。これは余りにも不誠実な書き方だというと、ここに自民党の党内資

ていただく必要があると思います。与えるので、これは、自民党の皆さん、訂正をしくというのは、私は国民の皆さんに大きな誤解をな書きぶりをしてこの共謀罪の必要性を語っていず、あくまでも断定的に、処罰が不可能かのようず、事案によるんですよ。事案によるにもかかわら

れは、自民党の佐藤正久さんなどが桜井よし

民間の方にお話をされています。それを聞いた方 行っても何もできません。現行法で逮捕できるの 購入しても逮捕できません。毒を持って水源地に と仮定します。現行法では計画を立てても、 する者あり) 話をされている。こういう印象操作は私は厳に慎 れています。テロリストが水源に毒を入れて多く んでいただきたいというふうに思います。 恐らく、この紙を見てそのまま信じて、それを そのまま信じて、それをさらに別の媒体でお 彼らが水源に毒を投げ入れた瞬間なのですと。 の中でこの事例を挙げてお (発言 毒を

〇山尾委員 大臣に重ねてお伺いをいたします。〇鈴木委員長 御静粛に願います。 ます。御静粛に願います。 〇鈴木委員長 ていいですか。静かにしていただいていいですか。 (発言する者あり) ちょっと静かにしていただい 御静粛に願います。 御静粛に願

山尾君、続けてください。

〇山尾委員 よろしいですか。よろしいです か。

法事実に当たりますか、当たりませんか。 〇山尾委員 今の事案、これは今回の共謀罪 〇鈴木委員長 山尾君、続けてください。 0) <u>√</u>

**〇金田国務大臣** 立法事実と今おっしゃいました させていただきます。 が、それはあくまでも私は条約である、こういう ふうに考えております。 そういう意味でお答えを

物を混入する事案は立法事実ではない、 )山尾委員 そうしますと、今のこの水道 そういう 水に毒

条約を締結してテロを防ぐために、

かりやすくお示ししていくこと、これが非常に重法上どこに不十分な点があるのかということをわ 要であると私は考えております。 なくて、条約を締結してテロを防ぐために、現行 事案が立法事実ということでは

事実であると。 したがって、今申し上げたように、条約 が 立 法

あるとお認めになりましたが、このことについていりました。そして、最終的に大臣は立法事実で も撤回される、変更されるということですか。 立法事実かどうかという議論をこれまで重ねてま これまで、 〇山尾委員 そうしますと、私との 法務省が出してきた三事案、これを、 議 論  $\mathcal{O}$ 中 ーで、

認めになりました。
が出てきました。立法事実だと最終的に大臣はおが出てきました。立法事実だと最終的に大臣はおて、テロ対策としての国内治安の必要性、三事例おっしゃってまいりました。私もずっと議論をし そしてもう一つは条約批准の必要性であると二点 つはテロ対策を中心とした国内治安の問題である、 で、今回のこの共謀罪の必要性、二つあると。一 安倍総理も、これまで予算委員会等の質疑の 中

ロ等準備罪について、その成案を得られていないからお示しをした三事例ございます。これは、テたしますが、先ほども申し上げましたが、法務省の金田国務大臣 山尾委員の御質問にお答えをい いうことですか。撤回をされるんですか。対策は立法事実ということではなくなった、 しかし、今の話でいくと、この国内治安、 そう テロ

> とを義務づけております。 方を、その未遂または既遂とは別に犯罪化するこ 組織的な犯罪集団の活動への参加の少なくとも一 約国に対し、重大な犯罪を行うことの合意または である、このように考えておる次第であります。 法の必要性を裏づける、いわゆる立法事実の一つ れる現行法に不十分な点があるということが、立 おるわけであります。これらの事例によって示さ すく御理解いただくための例としてお示しをして 法上どこに不十分な点があるかについてわかりや すなわち、 国際組織犯罪防止条約第五条は、

ば処罰の対象とはならないわけであります。 のではない上に、客観的に相当の危険性がなけ 行為を処罰するものであって、合意を処罰するも 犯罪にすぎません。これに加えて、予備罪は予: 共謀罪、陰謀罪が設けられているのはごく一部 しかし、現行法上、参加罪は存在 しない一方、

度の対比からして明らかであって、政府としては、 質問とこれ以上」と呼ぶ) けであります。(山尾委員「長い。 十分に立法事実をお示ししていると考えているわ 化義務を果たしておらず不十分であることは、 このように、現行法が条約第五条が定める犯罪 関係ないです 制

れ以上、質問と関係ない」と呼ぶ) 〇鈴木委員長 続けてください。 続けてくださ (山尾委員

申し上げましたが、本条約の締結にあるわけであ 犯罪の未然防止及びこれと闘うための国際協力が りまして、本条約を締結すれ、 〇金田国務大臣 本法案整備の目 的は、 テロを含む 先ほども 組織

可能となるということであります。

条約批准の必要性を延々と述べられました。 ね、この段になって。私の質問に対して、ずっと 田国務大臣 「テロを含む組織犯罪の未然防 立法事実からテロ対策が消えました 上と ( 金

あり) 〇山尾委員 いいですか、自民党の皆さん…… (発言する者 答弁席からやじらないでくださ

あり)御静粛に願います。 〇鈴木委員長 (発言する者

初は、処罰が不可能だと言った。次の質問で、処自民党の皆さんがよすがにしているこの事案、最 うふうに、あっという間に答弁が変わった。そし 問を始めてからたった十五分弱です。この中で、 〇山尾委員 この一口メモですけれども、私が質 たなら頭の中を切りかえていただきたいと思いま いと思います。まず皆さんが、もし誤解されてい 議論を終局させるなんということは私はあり得な こういう事案を皆さん自民党の中で共有して、外 罰が可能な場合もあれば不可能な場合もあるとい す。まず、これ、 に発信して、国民を誤導しながら、まさかまさか、 たら、立法事実だとすら法務大臣でさえ言えない。 ふうに思います。 て、この事案は立法事実ですかどうですかと聞い 訂正をしていただきたいという

きました。 になるのではないか、こういう話をさせていただ のコミュニケーションが監視網にさらされること ずっと大臣と、 やはりネ ット上

めてお聞きをします。

すね、こういうものも証拠として限定をされな化するのに、メールやLINEでは、通信内容 の言葉によれば、共謀あるいは 計画 [を証 一で 拁

をいうことでした。どうして限定をされないということでした。どうして、テロ等準備罪をその対象犯罪に追加する法改正もではというふうにお考えですか。 ということでした。どうして、こういったLINというふうにお考えですか。 レというふうにお考えですか。 しておりません。テロ等準備罪という をません。リアルタイムで監視することはできません。リアルタイムで監視することもできません。のであります。

を嫌疑がない段階からテロ等準備罪の捜査という等準備罪に該当する行為が行われたという具体的査が行われることはありません。すなわち、テロ捜査と同様に、犯罪の具体的な嫌疑がなければ捜 加えて、テロ等準備罪についても、他の犯罪の る団体がテロ等準備罪の適用対象となることはあであります。一般の方々や正当な活動を行っていど、違法行為を目的とする団体に限定しているのな、テロリズム集団、暴力団、薬物密売組織なて、テロ等準備罪につきましては、対象となる団 を行っている団体を監視するなどといったことは りません。したがって、一般の方々や正当な活動 ものが行われることはないわけであります。まし

いただくとありがたい、 お、申し上げますが、 このように思っており やはり通告を丁寧に

〇山尾委員 て尋ねるというふうに通告をしております。 きちっと、共謀罪の捜 査 手法に 0 V

うにして担保されるんですか。 れが本当に正しかったのかどうか、それはどのよ 疑があるというふうに考える捜査機関の判断、こ ら大丈夫なんだ、こういう答弁でありました。嫌 そして、今、嫌疑があってからやるのだ、だか

**〇井野大臣政務官** お答え申し上げます。

ます。 裁判所の令状が必要になってまいります。ですの に手続が担保されているというふうに考えており れるわけでございますので、裁判官によって適正 で、裁判官による適正な手続の保障のもとで行わ たるんだろうと思います。そうなりますと、当然、 あれば、基本的には、それは確実に強制処分に当 やはり、メールであったりを見るということで

者あり)今回は同じでいいですよ。 と聞いているんだから。 〇山尾委員 大臣も同じ考えですか。 同じかどうか (発言する

〇金田国務大臣 お答えをいたします。

いということにつきましては、 同じ考えでありますが、メール 同じ考えでありま や L I N E の扱

伺いをいたします。 〇山尾委員 同じということであれば、 大臣に お

レポートというものをしっかりと公開して れども、LINEが捜査機関からの情報開示請求 私の手元に、これは立派なことだと思い これ自体は大変立派なことだというふうに思 ておりま ますけ

についてはお答えしようがないということで、御ちょっと私どもは把握しておりませんので、それ 理解いただければと思います。 察なんでしょうか、検察がやったことなのかすら どうかも、済みません、手元に私どもの資料、警 〇井野大臣政務官 申しわけございません、そう 今の説明は通らないと思いますが、いかがですか。 あるんですけれども、こういったものについてはそのうち、令状なしで開示をしたものが二十二件 たのは二千百三十五件、およそ六割であります。 いった資料であったり、そういう事実があったか いう要請が三千五百四件あって、そのうち対応し ポートがあります。これによりますと、 去年一年、二〇一六年、開示をしてほしいと L I N E 方とも

となんです。 〇山尾委員 これは、 刑事訴訟法を知っていただければ当然のこ尾委員 これは、個別のレポートを知らなく

法二百十八条一項、令状によるものです。 りあるわけです。一つが強制捜査です。刑事訴訟 に捜査機関によるものですけれども、これ 捜査機関は捜査については必要な事項の報告を求 すけれども、こういう通信機関への情報開 めることができる。なので、こういった開示請求 つは任意捜査です。刑事訴訟法百九十七条二項、 ここに、LINEも本当に丁寧に書いてありま 刑事訴訟法を知っていれば。 もう一 は二通 示、主

通りあるんですよ、強制捜査と任意捜 捜査機関が捜査令状が必要で 查。

> が実際にありますよと。だから、そういった形で応じている状況というの ことができるわけですね。私が申し上げたのは、 かというふうに応じれば、それは開示を受ける NEも含むさまざまな機関が、ああ、そうで 査関係事項照会を出して、 そして民間

大臣にもう一回伺います。

いう事実は御指摘をしたいと思います。れども、一〇〇%、令状請求は通っている。こう通信傍受に関して、去年一年、令状審査があるけ すから。四十件請求していて、発付は四十件です。求をしております。強制捜査です、これは令状で 上げますと、去年一年間で、通信傍受は四十件請査があるでしょう。ちなみに、私、もう一つ申し のかどうか、強制捜査においては、確かに令状審 嫌疑があるという捜査機関の判断が正しかった

事訴訟法上認められているということです。このがなくてメールやLINEが開示される場合が刑その上で、私が申し上げているのは、令状審査 疑があるというふうに判断をしたことが正しいか裁判所による審査はないんです。捜査機関が嫌 場合について、大臣、もう一回お伺いをします。

どうか、それを判断する機関は捜査機関以外にな

いんですけれども、そこをどういうふうにして

担

保されると考えているんですか。

答弁をさせます。 務にかかわることでございますから、 〇金田国務大臣 山尾委員の御質問に、 刑事局長に 捜査の 実

から大丈夫なんだと繰り返し繰り返し私とのやり 山尾委員 いえいえ、 大臣自身 が、 令状が あ る

0

考えですか、こういう基本的な質問です。 場合があるので、その点については大臣はどう とりで言ってきたんです、 でも、 令状によらな 1

いるものと承知をしております。 一般に、捜査は適正に行 わ て

も果たしていると私は受けとめております。 ます。それが捜査機関の権限濫用を抑止する機能 国家賠償制度など、事後救済制度も充実しており 捜査機関内部における監督の仕組みや、民事上 な運用はできない仕組みとなっております。また、 審査が機能をしておって、捜査機関による恣意的 さらに、我が国におきましては、裁 判所による 0

できないものと私は考えております。 査機関が権限の濫用をするといったようなことはしたがって、テロ等準備罪の適用について、捜

があるんだ、こういうお話でありました。 そうじゃない場合は捜査機関内部の監査の仕 のは適正なんだ、そして令状があるんだ、そして、 〇山尾委員 結局、今の話でいうと、捜査という 4

状況をしっかりと認識した上で、二百七十七プラ いの疑いがあるというふうに捜査機関が判断をす でも開示をされているという中で、 ミュニケーションが、これだけ実際には任意捜査 チェックというのは審査にならないんですよ。 それは捜査機関が自己チェックするんだと。自己 どうするんですかと。つまり、大臣のお答えは、 スアルファの罪につい 私が問うていたのは、結局、令状がない場合 私が申し上げたいのは、結局、やはりネット ば任意捜査として開示請求ができる、こういう 捜査の開始時期が話 まさに話し合

んですね。合いに前倒しされたら何が起きるかということな

務大臣「委員長」と呼ぶ)

移大臣「委員長」と呼ぶ)

のはできないのではないかと思います。(金田国にから。でも実際は、内部のチェックだ、こうしたから。でも実際は、内部のチェックだ、こうしたから、ではその場合にはこういう担保の保ましたから、ではその場合にはこういう担保の保ましたから、ではその場合にはこういう担保の保ましたから、ではその場合にはこういう担保の保ましたがあるということを当然御存じだと思っていました。

時間ですので最後に。

だきますので、どうぞ。 日お話ししていた

ありやと問いたい。地元紙であります。 という 実は、一昨日の秋田魁新聞の「北斗星」という 実は、一昨日の秋田魁新聞の「北斗星」という 実は、一昨日の秋田魁新聞の「北斗星」という 実は、一昨日の秋田魁新聞の「北斗星」という まは、一昨日の秋田魁新聞の「北斗星」という まは、一昨日の秋田魁新聞の「北斗星」という

ます。を挙げた御答弁とあわせてお伺いをしたいと思いを挙げた御答弁とあわせてお伺いをしたいと思いてれに対する御感想等ありましたら、先ほど手

いうのは非常に光栄でございます。 私の地元の新聞のコラムをごらんいただいたと 日電野大臣 山尾委員にお答えをいたします。

この地元の新聞をごらんいただければ、

地元の

ばありがたい、これが私の思いであります。せて、私の地元のためにお力をかしていただけれ課題も伝わってくると思います。一緒に力を合わ

添えさせていただきます。が、私の最も好きな言葉の一つであることも申し方が優先していましたから述べてきませんでしたにありやというのは、私は公的なものへの献身のにありやというのは、私はこの、なんじ、何のためにそこ

。その上で、先ほどのお話に戻らせていただきま

われても、プライバシーは戻ってこないんですよ。 〇山尾委員 もう見られちゃった後に違法だと言あります。 
 任意捜査の適法性が問題となった場合には、最

〇山尾委員 もう見られちゃった後に違法だと言われても、プライバシーは戻ってこないんですよ。 あか、それは地元の方に委ねたいというふうに思るか、それは地元の方に委ねたいというふうに思れたちは百八十二以上の論点が残っているとお伝えしていますけれども、その外にある論点です。しかも、大事なのは、この共謀罪についての立法しかも、大事なのは、この共謀罪についての立法しかも、大事なのは、この共謀罪についての立法を対しかも、大事なのは、この共謀罪についての立法を対していますけれども、その外にある論点でする。

自民党の皆さん、誤解したまま賛成というようなてもとてもこの議論は終えられないし、まさか、立法事実だと言えない、そういうものを前提にとう場合が必要なんだというものは、法務大臣すらそして、自民党のあの党内資料にある、こうい

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

以上です。

〇鈴木委員長 次に、階猛君。

〇階委員 民進党の階猛です。

のでしょうか、お答えください。大臣、テロ等準備罪は合意自体を犯罪とするも質問に入ります。

○金田国務大臣 階委員の御質問にお答えをいた

し上げることができると思います。 表第四に掲げられている犯罪の実行を計画し、それのみで処罰するものではない、このように申対象犯罪を行うことの合意が行われたとしても、の計画した犯罪を実行するための準備行為が行わの計画と犯罪を実行すると思います。

**〇階委員** 合意が行われても、それ自体を犯罪と

おりました。とするものでないと条約に加盟できないと言ってとするものでないと条約に加盟できないと言ってところで、前回、岸副大臣は、合意自体を犯罪

臣、どういうことですか。加盟できないということになるんでしょうか。大加盟できないということになるんでしょうか。大ということは、今回のテロ等準備罪では条約に

は、重大な犯罪の合意を処罰の対象とすることを)岸副大臣(本条約第五条の1の(a)の(i)

めているところでございます。 進するための行為を伴うとの要件を付すことを認義務づけた上で、国内法において合意の内容を推

ところでございます。
ところでございます。
を約上認められております合意の内容を推進するのでございますが、その犯罪化に当たりましては、のでございますが、その犯罪化に当たりましては、のでございますが、その犯罪化に当設するというもうに対している。

すね、副大臣。 いう立場だと理解しますけれども、それでいいでのではない、合意プラス推進行為で犯罪となるとの階**委員** そうすると、合意のみで犯罪とするも

○岸副大臣 今申しましたけれども、合意の内容

○階委員 そこで、二つ目の質問に移ります。

乗り支されております。 第五条の趣旨に反するおそれが高いという答弁が犯罪の合意を犯罪化することを求めるTOC条約れば処罰できないとされておりますので、重大な自体が客観的に相当の危険性を備えたものでなけ

外務副大臣にお尋ねしますけれども、重大な犯罪の合意を犯罪化と言っておりますが、ここの犯罪化するに当たって推進行為も加えることが許さの犯罪化することを求める趣旨に反するおそれが高いというのは、私は意味がわからないんですね。趣旨に反するおそれが高いという理由をお答えいただけますか。

○岸副大臣
 ここで言います合意の内容を推進すところでございます。

と呼ぶ)はい。 その上で……(階委員「その趣旨は何ですか」

ものを処罰の対象とするとの条約の趣旨に反しな でございますが、これは、 るための行為を伴うとの要件を認めているところ づけた上で、国内法において合意の内容を推進 犯罪の合意そのものを処罰の対象することを義務 る予備罪の予備行為には当たらないと考えられる オーバートアクトを念頭に置いたものでございま 実際、この要件につきましてはいわゆる米国 程度で許されるものということでございます。 本条約の第五条1の(a)の(i) 米国の判例におきましては、 重大な犯罪の合意その 我が国におけ 重大な  $\overline{\mathcal{O}}$ す

> ころでございます。 ものとされている、このように承知をしているとような行為についてもオーバートアクトに当たる

べきでございます。ことは本条約の趣旨に反するおそれが高いと言う立しない予備罪の予備行為のみを推進行為とする認められる程度の準備が整えられた場合にしか成認がますけれども、客観的に相当の危険性のこのような理解からしますと、先ほどの繰り返

でございます。 反して許されない、このように考えているところ 反して許されない、このように考えているところ 法九十八条二項が規定する条約の成立履行義務に な予備行為を規定して本条約を締結することは憲 進するための行為に対応するものとしてそのよう

○階委員○階委員○内は、今副大臣が言っておられたオーバーアクトのかわりに予備行為を要求すれが推進行為とほぼ同じものだという前提に立っれが推進行為とほぼ同じものだという前提に立った、オーバーアクトのかわりに予備行為を要求することが条約の趣旨に反するか否かという前提に立ったとが条約の趣旨に反するか否かといったことにつきましては確たる定義はございませんといきない。

んですか。 言っておったわけですが、この段階では変わった 趣旨に反するか否かこの時点ではわからないと

に予備行為を要求することが条約の趣旨に反する答弁につきましては、オーバートアクトのかわり〇岸副大臣 過去の法案審議におきます御指摘の

よるとしているところでございます。としつつも、予備行為の概念をいかに解するかにておりますが、この答弁では、確たる定義はないかによると考えている旨の答弁を指すものと考えが、これについて予備行為の概念をいかに解するか否かといったことについては確たる定義はないか否かといったことについては確たる定義はないか

の答弁の前には、同じ日の法務委員会の中で、この答弁の前には、同じ日の法務委員会の中で、この答弁の前には、同じ委員からの質問に対しまして、オーバートア同じ委員からの質問に対しまして、オーバートア同じ委員からの質問に対しまして、オーバートア同じ委員からの質問に対しまして、オーバートア同じ委員からの質問に対しまして、オーバートアコとがよりには、当該構成要件の実現のための客観的な危険には、当該構成要件の実現のための客観的な危険には、当該構成要件の実現のための客観的な危険には、当該構成要件の実現のための客観的な危険には、当該構成要件の実現のための客観的な行為が予備罪として処罰されるためには、当該構成要件の表表のであれば、合意そのを要件とするものと考えるのであれば、合意その概念を要件とするものと考えるのであれば、合意その概念を要件とするものと考えるのであれば、合意というな人ので、というによりによります。

は当たらないものと考えております。ざいまして、過去の答弁を変更したという御指摘その内容は本法案審議における答弁と同じでご

○階委員 では、もうそこは確定した考え方といの考え方だったということで、我々の政権のときに、 のではないかということで、我々の政権のときに、 をころで、そうはいいつつも、私ども、先ほど をころで、そうはいいつつも、私ども、先ほど 来指摘がありますとおり、予備行為でも大丈夫な 来になるわけですね。

てもらっていたと思うんですね。のではないかということで、法務省の中で検討。

す。 すが、これは衆議院の予算委員会でのやりとりで 資料二の二をごらんになっていただきたいんで

今言ったような平岡さんの見解に対して、当時、今言ったような平岡さんの見解に対して、当時、今言ったような平面をしているんだという立場は、これは共謀罪の導入が不可欠だという立まえて今後やっていかなければならないということを言っていまして、必ずしも確定した考え方でとを言っていまして、必ずしも確定した考え方でとを言っていまして、必ずしも確定した考え方でとを言っていまして、必ずしも確定した考え方でとがような、これは流動的であるかのような答えないような、これは流動的であるかのような答えないような、これは流動的であるかのような答えないような、これは流動的であるかのような答えないような、これは流動的であるかのような答えないようないということですね、あなた方は一本だれを見て仕事をしているんだという指摘をされております。

この平岡大臣のもとの刑事局長の答弁、これそこで、刑事局長にお尋ねします。

を

受けて皆さんはどういう検討をされてきたのか、

お答えください。

○林政府参考人○林政府参考人○本政府参考人○本政府<l

から御指摘のような御指示があったことは承知その中で、平岡法務大臣のときに、平岡法務大

たと認識しております。大臣の交代により、その結果、復命に至らなかっな調査等に着手した事実はあると思われますが、しております。その際、その御指示を受けて必要

容をここで教えていただけませんか。 んということなんですが、復命するはずだった内答する前に大臣がかわられたので何もしていませい。 をする前に大臣がかわられたので何もしていませ

○林政府参考人○本政府参考人○本政府参考人○本政府参考人○本政府参考人○本政府参考人○本政府参考人○本政府参考人○本政府参考人○本政府参考人○本政府参考人○本政府を○本政府参考人○本政府

よ。 〇階委員 だから、検討したその結果は何だ、ど 〇階委員 だから、検討したその結果は何だ、ど

その上で、必要な調査には着手していたと承知し検討の御指示があったということでございます。〇林政府参考人 平岡大臣のときに、このような

ます。代により復命に至らなかったということでござい代により復命に至らなかったということでございのには至らずに終わっておりますので、大臣の交ておるわけでございますが、検討の結果というも

○階委員
 こういう矜持がないと言わざるを得ない。
 本らいう矜持がないと言わざるを得ない。
 をういう矜持がないと言わざるを得ない。
 そういう矜持がないと言わざるを得ない。
 そういう矜持がないと言わざるを得ない。
 そういう矜持がないと言わざるを得ない。

これは特に今のやりとりの中で聞いたことです。 とも起こりかねないじゃないですか。我々は、こ を安易に通すわけにはいかないと思っています。 ういう法務官僚、検察官僚のもとでこういう法律 後も、立場が変われば運用が変わる、こういうこ これはまさに、今後、共謀罪、 ですか、大臣。立場が変われば考え方も変わる、 大臣、見解をお尋ねします。大臣、では、何もな かになりましたけれども、これでいいんですか、 とを言っていますね。こういう法務官僚でいいん ればいいですよ。 立場が変われば見解も変わるというのが今明ら 大臣、石破先生もこの当時、全く同じようなこ では答えてください。 答えられなければいいです。 法律が施行された

の考え方を展開されました。る員会の資料をお持ちになって、そしてただいま委員会の資料をお持ちになって、そしてただいま

ります。
したし、永田町でも仕事をしているものでもあれは長年この霞が関で仕事をしているものでもあれは長年この霞が関で仕事をしておりますので、そういう意味においては、やはり、考え方を変えたとか、あるいは立場が変わったらそれとかと簡単に言うべきではないと私は思っております。

ります。ではないかなというふうに思っているところであではないかなというふうにやっていくというのが本来安全につながるようにやっていくというのが本来言えるような、そういう流れの中で国民の安心、一貫しているというふうにしっかりと

○階委員 もう一度、先ほどの、当時の稲田刑事
○階委員 もう一度、先ほどの、当時の稲田刑事
○階委員 もう一度、先ほどの、当時の稲田刑事
○階委員 もう一度、先ほどの、当時の稲田刑事

ここで、法案の問題点を指摘させていただきま

問題点として挙げております。 問題点ということも、この共謀プラス実行準備行の危険が少ないというだけではなくて罪の不均衡の危険が少ないというだけではなくて罪の不均衡の方が共謀プラス予備行為よりも罪が重くなる場の方が共謀プラス予備行為よりも罪が重くなる場かが共謀プラス予備行為よりも罪が重くなる場の方が共謀プラス実行準備行為

〇井野大臣政務官 法定刑についての御質問でごの井野大臣政務官 法定刑についての御質問でごとなどに関するものだというふうに……(重いことなどに関するものだというふうに……(重いことなどに関するものだというふうに……(

重大な結果が生じるという点でも、単独で実行さ性が高く、またこういった組織的犯罪についてはうことになると、かなり犯罪行為が行われる可能かつそれが実行準備行為として出現してきたとい行為ですね、現実的、具体的な計画行為が行われ、現実的による指揮命令に基づいてその構成員ら犯罪集団による指揮命令に基づいてその構成員らですから、いずれにしても、そういった組織的ですから、いずれにしても、

ことには合理性があるというふうに考えており も高いというふうに考えて、 場合に比べて悪質であ 法定刑が重いという ŋ カュ つ違法 ŧ 性

りカレーをつくった方が罪が軽くなるんですか。 懲役、これは矛盾じゃないですか。どうして毒入 まだ具体的な危険がないから実行準備行為だと思 あるから予備罪ですよ。カレーだけをつくったら、 場合に、毒入りカレーをつくれば具体的な危険が えばこういうことですよ。組織で計画して大量殺 教えてください。 以下の懲役、毒入りカレーをつくれば二年以下の いますよ。ところが、カレーだけをつくれば五年 人を犯すために毒入りカレーをつくろうといっ 同じく組織で計画してやった場 合 例

毒のないカレーなのか、 の有無とは全く関係がなく、毒入りカレー· 〇林政府参考人 委員御指摘の今の設例は でございます。 いて法定刑が重いのは、 すよ」と呼ぶ)ですから、組織性のある場合にお 「いや、組織性があることを前提に聞いていま 組織性をまず…… (階委 先ほど来説明したとおり -なのか、

身の代金目的略取等について予備罪が二年以下と 在していないと私たちは認識して の代金目的略取等というものについて予備罪は存 いうこの資料でございますが、 その上で、今回の、今御指摘のあっ 現行法で組織的身 おりますけ 組織的 れど

〇階委員 ますけれども、 れは私どもの方で調 組織的身の代金目的略取等とい べたものでござ

い罪罪

やんと調べたつもりなんですけれども、本当に間違いないですか。済みません、いますけれども、これは存在しないという場合は予備罪だと二年以下というふう うですか。 ますけれども、これは存在しないということで !予備罪だと二年以下というふうになって 我々もち 本当にそ

と認識しております。 略取等というものの予備というものは存在 〇林政府参考人 現行法で組織的な身の代 しな 金目 い的

罪ではなくて共謀、テロ等準備罪の量刑ですから、つまり、共謀プラス準備行為をやった場合は予備してお尋ねしますけれども、ここに掲げている罪、〇階委員(では、これは我々の方もちゃんと精査) っておりますね、三年というのもありますけれどプラス予備行為だと二年以下ということにほぼなりますけれども、予備罪の方になりますと、共謀ここに掲げてある例だと五年以下ということにな う一回大臣にお聞きします、 に不均衡はあると思うんですけれども、これをもも。こういう全体的なものを見た上で、この量刑 つもりですから。 もともと大臣に聞 <

よりも罪が重くなる理由を、 本題に戻りますけれども、 大臣、 共謀プラス予備行 お答えくださ 為

基づいて、その構成員らが犯罪行為の役割分担を 〇金田国務大臣 う点で、 行為が行われた場合には重大な結果を生じると 行為が行われる可能性が高い、 た上で犯罪を実行することなどから、 テロ等準備罪は、 単独で実行される犯罪の場合と比べて 階委員にお答えをいたします。 組織的犯罪集団の指揮命令に そして一たび 一たび犯 実際に犯

> がって法定刑が重いことには合理性がある、 違法性 も高 いと言える、 この した

ついてはお答えされていないと思います。 合には不均衡が生じるのではないかということに る予備罪の場合もあるわけですね。そういった場 組織でやら れ

罪化の要求を満たすために国が定める国内法上のは締約国の国内法に委ねられている、本条約の犯 答が来ているということであります。 こういったものの解釈として今申し上げました回 犯罪の規定ぶりは締約国の国内法に委ねられる、 くてはならない、あるいは六十八のeパラグラフ、 基本的な法と適合したものになることを確保しな 起草者は新しい規定が国内の法的伝統、原則及び とで、これは、立法ガイドの四十三パラグラフ、 と全く同じ方法で規定される必要はないというこ 犯罪は、必要な行為が犯罪化される限り、本条約 いうことに関して、一番最後に、犯罪の規定ぶり はないか、現行法の制度で足りるんじゃないかと れども、この中で、私の、予備罪でも足りるので ODCからの回答について言及されていましたけ 委員から指摘がありました。口上書に対するU これで質問を終わりますけれども、先ほど 别

共謀罪というものを認めている、 それがどうしてもだめな場合にごくごく例 これは、予備あるいは準備という段階で処罰する、 はだめだと言っていますけれども、 すなわち、必ずしも、 予備罪ということで我々の 今回、皆さんは予 こういったこと 国内の法原則、

を通告しまして、質問を終わります。げまして、またこの先も質問させていただくことも全く問題がないだろうということを指摘申し上の中身に照らしても、あるいは回答書に照らしてように対応していくというのは、この立法ガイド

〇鈴木委員長 次に、枝野幸男君。

**〇枝野委員** 私は刑事局長に全て聞きますので、

思います。 の階さんの質問に関連して指摘をしておきたいとの階さんの質問の前に、通告していませんので、今

下で、 は、「(犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪と であると。ただし、五条の1(a)の(i)の後 には、「(犯罪行為の未遂又は既遂に係る犯罪と なりとりの中でも、今の階さんの資 階さんとのやりとりの中でも、今の階さんの資

合意することそのものは、既遂や未遂に係る犯しは別個なのは明確です。この括弧書き、未遂に至といったって未遂までいっちゃったらだめですよとかざわざ書いているんです。この括弧書き、未遂または既遂に係る犯罪とは別個とわざわざ括弧書または既遂に係る犯罪とは別個とわざわざ括弧書または別個なのは明確です。この括弧書き、未遂まとは別個なのは明確です。この括弧書き、未遂まとは別個なのは明確です。この括弧書き、未遂まには別個なのは明確です。

指摘だけしておきます、通告していないので。な解釈は全く三百代言だということ、まずこれはによる結果発生の具体的危険性が生じない段階にによる結果発生の具体的危険性が生じない段階に必まるんだというんだったら、括弧の中に、犯罪どまる、いわゆるオーバートアクトのように、そもし、いわゆるオーバートアクトのように、そ

で別表第三の罪を実行する、もうこれでいくんだ、 をいうものではない、こういう団体にあれば何な をいうものではない、こういう団体の中の一部の人たち、 るわけですが、そういう団体の中の一部の人たち、 るわけですが、そういう団体の中の一部の人たち、 であれば執行委員会とか、市民団体であれば何な であれば執行委員会とか、市民団体であれば何な であれば執行委員会とか、市民団体であれば何な であれば執行委員会とか、市民団体にあれば何な であれば執行委員会とか、市民団体にあれば何な であれば執行委員会とか、市民団体にあれば何な であれば執行委員会とか、市民団体にあれば何な であれば執行委員会とか、市民団体にあれば何な であれば執行委員会とか、市民団体にあれば何な であれば執行委員会とか、市民団体にあれば何な で別表第三の罪を実行する、 ということを合意し で別表第三の罪を実行する、 ということを合意し で別表第三の組織、指 をいうことを合意し

ですから、イエス、ノーで答えてください。 
組織的犯罪集団になる、これでいいですね。確認 
役会とか執行委員会とか、そういうところだけが 
いう共同の目的を持ったその中枢メンバー、取締 
総的犯罪集団になるわけではない、犯罪を犯すと 
なおとしての共同の目的を共有して、結合関係の基礎としての共同の目的を共有し

○林政府参考人 今言われた共同の目的で、犯罪の実行を共同の目的としているその人たち、その目的を実があるだけではなくて、その中に、その目的を実があるだけではなくて、その中に、その目的を実があるだけではなくて、その中に、その目的を実があるだけではなくて、その中に、その目的を実があるだけではなくて、その中に、その目的を実があるだけではなくて、その中に、その目的を実施があるだけではなくて、その中に、その目的で、犯罪では、

○枝野委員 そしてもう一つ、前回、計画の主体○枝野委員 そしてもう一つ、前回、計画の主体

構成員ではございません。 構成員ではございません。 のは無見の目的をみずからは持って は織的犯罪集団の共同の目的をみずからは持って すが、構成員ではない者、そういう者については ものは共同の目的を認識しておるわけでございま ものは共同の目的を認識しておるわけでございま

そうした場合の構成員と非構成員との間での計

画、どういう場合に成立するということはございますが、非構成員についても、計画をすることはでございますので、組織的犯罪集団が関与していてさいますので、組織的犯罪集団が関与しているという認識は必要でございます。その認識が必るという認識は必要でございます。その際には、今回の、そのという認識は必要でございます。その認識が必るという認識は必要でございます。とのような構成員とでございますが、非構成員についても、計画をすることでございますが、非構成員についても、計画をすることにございますが、非構成員に成立するということでござ

○枝野委員 組織的犯罪集団であるということの

識が必要であるということであります。 ついて計画となっておりますので、そういった認 で担う組織により行われるものについて、遂行に を担う組織により行われるものについて、遂行に を担う組織的犯罪集団の団体の活動として当該実行 は、今 の林政府参考人 明確に、条文上、これはそのよ

○枝野委員 さて、それでも、問題は、先ほどケースを挙げました。例えば株式会社の場合、会社ースを挙げました。例えば株式会社の場合、会社の会社が潰れちゃいそうだからオレオレ詐欺にちの会社が潰れちゃいそうだからオレオレ詐欺にちの会社が潰れちゃいそうだからオレオレ詐欺にちの会社が潰れちゃいそうだからオレオレ詐欺にいる従業員は、取締役の連中がそんなことを決なった。

とですよね。
とですよね。
とですよね。

○林政府参考人 その組織的犯罪集団が存在していることを前提として、そのことについて知らないることを前提として、そのことについて知らない。

○枝野委員 ずっと一般の人が捜査の対象になるのは当たり前の、ほかの条件を満たしている場合だと、取締役会は組織的犯罪集団になったとまで共同目的を有していない、でも組織的犯罪集団になったとまでは知りませんでしたという、まで決めた犯罪に巻き込まれた、でも組織的犯罪集団になったけれども、従業員はさに認識の問題。捜査の対象になるのは当たの対象になるした。

部の間でやっていました、そういうことの中の一とかで何とか罪をみんなでやろうということを幹が、実態の問題としては、会社ぐるみで何とか詐が、実態の問題としては、会社ぐるみで何とか詐刑罰法規ですから、立証責任は全面的に訴追側に刑罰法規ですから、立証責任は全面的に訴追側に刑罰法規ですから、立証責任は全面的に訴追側に刑罰法規ですから、立証責任は全面的に訴追側に

ますが、組織的威力妨害罪における威力というも どうせ捕まってしまったんだから、俺だけ罪になあるいは、取締役とか組織的犯罪集団の構成員、 害と組織的な要件以外は一緒だということであり 組織的威力業務妨害、これは刑法上の威力業務妨 の話をじっくりやりたいと思ってきたんですが、 込まれるのか、まさにこういうケースなんですよ。 い。具体的にどういうふうに一般の人たちが巻き さというものがあるということを指摘しておきた ないの、こういう自白が誘導されるのではないか。 るのはなんだから、大体みんな知っていたんじゃ から言われたからしようがない、これだけはつき 員であった、でも共同目的 んでしたなんという抗弁が事実上通用するのか。 合うか、こういう人たちが、いや、 そして次に、ずっと組織的業務妨害と信用毀損 まさにこういうところにこの共謀罪法案の危な 俺は知りま せ

されていると考えております。 
の意思を制圧するに足りる勢力というふうに理解の判例によれば、威力の意義でございますが、人の判例によれば、威力の意義でございますが、人が威力と言われるのか、お答えください。

一月三十日の判例なども踏まえて、どういうことのの定義はどうなるのか。最高裁の昭和二十八年

を制圧するに足る犯人側の勢力、こういうことで人数及び周囲の状況より見て、被害者の自由意思の昭和二十八年一月三十日、威力は、犯人の威勢、ると思うんだけれども、私、通告で。最高裁判例の枝野委員 これは、この最高裁判例は示してい

であるかというのを総合判断する、これが威力に 被害者の自由意思を制圧するに足りるような勢力 ついての定義であり判断基準であ いろいろな総合的な状況で、 でいいい

の段階では判断できないですよ、威力業務妨害罪○枝野委員 ここを取り上げるのは、これは共謀 判断をしていると理解しております。 判決などで、このあたりの威力というもの ましたが、最高裁でも、この二十八年 〇林政府参考人<br />
基本的に、先ほど大審院 一月三十日 の認定、 と言 V

意があるかもしれないというケースであって、実いでちゃんとやらなきゃね、だけれども未必の故ってやってみよう、できれば違法なことはやらな運動で、その目的のためにいろいろなことを頑張の稼働をやめよう、さまざまな市民運動とか住民 うな、つまり、威勢、人数、さまざまなもので相 建設とめよう、新しい基地とめよう、新しい原発 ません。でも、普通は、何とか新しいマンション そうと確定的に決めて行う場合が皆無だとは言 手の自由意思を制圧するに足りるような勢力を示  $\mathcal{O}$ 際にどこまでやったら威力妨害罪に当たるのか、 た態様を総合判断するしかないんですよ。 それとも適正な行為なのか、まさに実際に行わ な、つミュ、こと、19時の段階から確定的に業務妨害罪に当たるよう。 す詩の段階からあるいは組織の共同

こんなものを共謀罪の対象にしたら、 あるでしょう、 多くの場合、 逆 故

がないじゃないですか。 段階で共謀罪でできちゃう。これは危なくて仕 ないじゃないですか。

刑事局長、何か反論はあります

合意をすること、こういうふうに定義しておりま犯罪を実行することについて具体的かつ現実的なあらかじめ定められた任務の分担に従って特定の す。 ○林政府参考人 今回の計画というものは、組織 織

るだけでは、この計画というものを立証することで、その中で、単に漠然と犯罪の実行を考えていければ具体的かつ現実的な合意と言われませんの為の具体的な内容、こういったものが特定されなで、その計画の内容、実際に行われる犯罪実行行この場合に、具体的かつ現実的な合意という形 はできないわけでございます。

えないということでございます。が高まっているものでなければ今回の計画とはつ現実的な合意と言えるかどうか、そこまで内に だから、計画 害。まずその前に、別表第三にもあるでしょう。 のは、別表第四に当たっている組織的威力:の枝野委員 二つを混同させないでくださ は、別表第四に当たっている組織的威力業務妨 そういったことから、計画の段階でも具 かどうか。 は必要ないんですよ、 組 織的犯罪 体的 今 言容か 集

では、ちょっと違う視点から聞きましょ ンション建設の反対運動の人たちの共同の 目

> うという市 民運動の共同の目的は何ですか 発を阻 共同 目 ょ

は

よ。その業務をやめさせること自体が、これらの農林水産省なのか、そこにとっては業務なんです 発をするのは、開発業者なのか国土交通省なのかんですよ。環境破壊になるかもしれないような開 するのは、国土交通省、防衛省にとっては業務な ション業者にとっては業務なんです。基地を建設 務なんですよ。マンションを建設するのは、マン 〇枝野委員 これらは全部、相手方から見れば業 ういったものが共同の目的になろうかと思います。 ンションの建設反対、  $\mathcal{O}$ 〇林政府参考人 まさしく委員が今御指摘、 反対運動は共同の目的そのものなんですよ。 中で言われたことが共同の目的であります。 あるいは環境保護とか、 質問 そ 7

ことを意識してやったりはしていないと思います り座り込みをやったり、いろいろなことをやった と思います。だからこれは危ないんですよ。共同 だけれども、 ですよ。実際にやってみたら行き過ぎてしまった、 階とか組織をつくった段階では誰もわからないん 成立する線を越えるかどうかというのは、計画 が、まさに、実際に行ってみないと、業務妨害罪 のことが業務妨害罪に当たるかどうかなんという りします。多くの場合、ほとんどの人たちは、そ そして、そのために、いろいろなデモをやった 目的自体が業務をとめることなんですから。 害という法的評 えて言えば妨害することなんですから。 刑法的には未必の故意は認められる が入るのは適正な範囲を逸 段

いんですか。そんな要件はないでしょう。 たとしても共同の目的は足り得るんじゃないです する行動なのか、まさにそれはやってみないとわ どうかというのは実際に実行してみなきゃわから か。共同の目的としては、未必の故意では 未必の故意なんですよ。でも、未必の故意であっ からないし、多くの場合は故意があったとしても 行き過ぎちゃって業務妨害に当たるかもし 囲を逸脱 業務に反対 足りな する

当たる行為をすることになるかもしれないという的たるためには、行き過ぎちゃったら業務妨害に 細な計画が要るかもしれないけれども、共同の目な、未必の故意を否定はできないでしょうが、詳 未必の故意で足りるんじゃないですか。 、未必の故意を否定はできないでしょうが、詳計画は未必の故意程度ではだめで、より具体的

やはりそれは、犯罪の実行が共同の目的になってしない、活動をしない、そういうことでなければ、 必ずその手段でなければマンション反対の運動を成要件に当たるような行為を、それを手段として、 あると思います。何も、業務妨害という形での構 うものが共同の目的だという場合であっても、そ いるというわけではないわけでございます。 の共同の目的を達成するためにさまざまな手段が 〇林政府参考人 例えば、マンションの反対とい

ション建設、一番いいでしょう。多くの普通 〇枝野委員 まさに本質が出てきました。 いわとかと誤解するかもし や、いろいろな運動の仕方はあります。 W解するかもしれません。でも、近ちょっと、基地反対だと私は関係番いいでしょう。多くの普通の国 7

との

区別がつきにくい。

そういうものが必然的 あるいは、外形上はそれ

いうのに触れかねない。

力業務妨害、

偽計業務妨害、

行き過ぎたらそう

伴うんですよ。

あえて言えば、

いるんですよ。
止的な効果、これをもたらすから問題だと言っていうのは危ないからやめておこうね、そういう抑ら業務妨害に当たるかもしれない、だから、そうら でみんなで集まって、これは反対だ、そのときに モとか座り込みだと、もしかすると行き過ぎた 層マンションが建って日 陰になる、 自治

デ

りない、明確に犯罪を犯すと、これの故意では足ものは明確に外す、あるいは、未必の故意では足ものは明確に外す、あるいは、未必の故意では足し ら怒っているんですよ。ようやく本質が出てきた階に行く前に、終局して採決しようとしているかう話にしていかなきゃならないのに、そういう段共同の目的がなきゃならないとか、せめてそういりない、明確に犯罪を犯すということについての んですよ。この間、二時間もやって。 足な

いて、刑法三十五条を適用することを明らかに掲げる目的を達成するためにした正当なものに 二項というのは、労働組合法は厚生労働省の所 合の団体交渉その他の行為であって、 〇林政府参考人 労働組合法一条二項は、労働 ですが、当然、刑事局長は知っていますよね。 通告しているはずですけれども、労働組合法一条もう一つ言いましょう、労働運動。これは前回 同条一項 9 に組 管 L

> 何かに反対する、ある般的に言えることですよ。 し上げたマンショ 運 動なんかに

確認しているんですよ。 も、それは一見、外見だけ見ると業務妨害と区別 ろうとすれば、労働運動の場合は顕著ですけれど みんなでまとまって交渉する、こういうことをや わざわざ改めて労働組合法一条二項でそのことを 正当行為は処罰されないと書いてあるけれども、 である。だから、 がつきにくいような行為が必然的に含まれる行為 かに反対する、あるいは力を持っている側 刑法三十五条には正当業務行

ない。 組織性を持っています。それで、一見すると、や執行委員会とかそういうところは、それは一種の され、そして本罪による捜査の対象等にされ いて、未必の故意で団体としての共同目的が認定 わざわざ条文を置いている。そういったことにつ に形式的に当たりかねないようなことがあるから、 り過ぎれば、会社との団体交渉その他、業務妨害 に二条の団体です。広い意味での団体です。その その趣旨を考えたら、 まさに労働 組 合は 明ら かね カュ

申し上 ということを明確にできたということを申し上げ 足かせがかかる、こういう法律になっているんだならないというときに、この法律によって手かせ 施設が建ちそうだ、そういうことで反対運動をす ん。マンションの建設反対運動とか、近くに迷惑 労働組合は労働組合法で明確ですが、 デ 自分たちの町内会を挙げて反対しなきや 自民党を応援しているような町内会の皆 ますが、特別な人たちだけじゃありま 繰り 返 せ L

○枝野委員 もういよいよ時間なので、なぜこん

た規定である、このように承知しております。

〇鈴木委員長 次に、逢坂誠二君。て、私の質疑、きょうは終わらせていただきます。

○逢坂委員○として、さらにその上で採決をしたいという提案会において、この共謀罪法案の質疑を終局したい。事会におきまして、与党筆頭から、きょうの委員事会におきまして、与党筆頭から、きょうの委員事会におきまして、与党筆頭から、きょうの委員事会におきました。

きたわけであります。けれども、それにもかかわらず、採決を明言していんだということで主張してきたわけでありますがなければ、この委員会そのものの開催はできながなければ、この委員会そのものの開催はできないという確約

ることはできない。

とをはっきりと言わせていただきます。 でするということは断じて認められない、そのこをするということは断じて認められない、そのこのいう状況になっておりますけれども、きょうのういう状況になっておりますけれども、きょうのういう状況になっておりますけれども、きょうのういう状況になっては、この採決、委員長は決けさの理事会の中では、この採決、委員長は決

ずっと解決しない問題がある。それは一般の方々がっと解決していいで、金田大臣、一月の時点から結果的にけでありまして、さまざまな意味で、きょうの採いていた。それもほごにするということになるわいでいた。それもほごにするということになるわいでいた。それもほごにするということになるわいでが議論する、刑法体系が大転換するようなうことであるならば、質疑の終局には総理入りでうことであるならば、質疑の終局には総理入りでがっと解決しない問題がある。それは一般の方々

問題であります。

一般の方々が対象になるのかならないのかの問題でありますけれども、まず、一般の方々の金田大臣の定義では、組織的犯罪集団にかかわりのない方々が一般の方々だという前提でお話をさせていただくんですが、一般の方々は今回の共謀罪のはた段階であっても、嫌疑のありやなしやもはっきりしないけれども、例えば告発されるようなケースで、どなたかが被告発者になる、その段階でも、一般の方々は、この場合は捜査とは言わずに調査とか検討とかおっしゃっておられましたけれども、とか検討とかおっしゃっておられましたけれども、とか検討とかおっしゃっておられましたけれども、とか検討とかおっしゃっておられましたけれども、とか検討とかおっしゃっておられましたけれども、調査、検討の対象にもならない、これでよろしいですね。

〇金田国務大臣 逢坂委員の御質問にお答えをい

に考えております。 あるいは検討の対象となることはない、このようー般の方々がテロ等準備罪に関する捜査、調査

一般の方々の意味は文脈によって異なります。 一般の方々の意味は異なると思いますけれど 対象とならないという文脈においては、組織的犯 対象とならないという文脈においては、組織的犯 対象とならないという文脈においては、組織的犯 がないがかかりがない方々、言いかえれば、何 の団体に属して通常の社会生活を送っている方々 の団体に属して通常の社会生活を送っている方々 という意味で用いております。

いると疑われることも考えられないわけでありまいると疑われることも考えられないわけでありまた行為を目的とする団体に限られるわけでありまた行為を目的とする団体に限られるわけでありまたがないのは、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、というのは、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、というのは、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、というのは、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、というのは、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、というのは、国内外の犯罪情勢等を考慮すれば、というのというのは、国内外の犯罪情があります。

したがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりのしたがいました。

○逢坂委員 大臣、それは法令上明確に、調査、

うを支援し、今回つ日程の付象による、日本によ団の限定をきっちり置いております。

〇金田国務大臣 法令上、法律上、組織的犯罪集

です。 〇逢**坂委員** 今回の犯罪の対象になる、主体にな 〇逢**坂委員** 今回の犯罪の対象にならない の方々が捜査や調査や検討の対象にならない ありますけれども、いわゆる大臣の言うところの るのは組織的犯罪集団だというのは法文上書いて

らないということが法的にどうなっているかとい の金田国務大臣 一般の方々が捜査の対象とはな

とはならないことが明らかであります。ことによりまして、一般の方々はその捜査の対象備罪は、犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定したうことで、先ほども申し上げましたが、テロ等準

の意味をもう少し詳しく教えてください。 したから一般の方々が捜査の対象にならない、そ の逢**坂委員** 犯罪の主体を組織的犯罪集団に限定

○金田国務大臣 具体的に申し上げますと、最初の金田国務大臣 具体的に申し上げますと、最初

方々という意味で用いております。 通常の団体に属して通常の社会生活を送っている ば、何らかの団体に属しない人はもちろんのこと、 織的犯罪集団とかかわりがない方々、言いかえれ 捜査の対象とならないという文脈においては、組 捜査の対象とならないという文脈においては、組

ると疑われることも考えられない。 和職的犯罪集団に限定いたしており合いを持っていた遺法行為を目的とする団体に限られまして、一な違法行為を目的とする団体に限られまして、一な違法行為を目的とする団体に限られまして、一な違法行為を目的とする団体に限られまして、一次のはもちろんのこと、かかわり合いを持つことがって、の犯罪集団に限定いたしております。したがって、の犯罪集団に限定いたしております。したがって、の犯罪集団に限定いたしております。したがって、の犯罪集団に限定いたしております。

ない人はもちろんのこと、通常の団体に属して通ない一般の方々、すなわち、何らかの団体に属ししたがいまして、組織的犯罪集団とかかわりの

とすることもありません。があるかどうかを調べるために調査、検討の対象して捜査の対象とならないことはもちろん、嫌疑嫌疑が生じる余地はない。したがって、被疑者と常の社会生活を送っている方々にテロ等準備罪の

できないのでありますけれども。〇逢坂委員 同じ答弁の繰り返しなので、納得は

大臣の答弁からすれば。 それでは、警察庁に来てもらっていますので、 大臣の答弁からすれば。 それでは、警察庁に来てもらっていますので、 を持たいいでしょう、その規定によってその方々に がわりのない方々を、何らかの、例えば刑事訴訟 がして情報収集をしたり、捜査という言葉でなく でもいいでしょう、その前段階の行為をすること は皆無であるという理解でよろしいですか、今の 大臣の答弁からすれば。

# 〇白川政府参考人 お答えいたします。

○逢坂委員 警察庁は、警察法二条の規定に基づいて必要な情報収集を行うということでありますいて必要な情報収集を行うということでありますいて必要な情報収集を行うということでありますいて必要な情報収集を行うということでありますいて必要な情報収集を行うということでありますいて必要な情報収集を行うということでありますいて必要な情報収集を行うということでありますいて必要は

## 〇白川政府参考人 お答えいたします

ではございません。特定の犯罪の捜査を念頭に置いて行っているもの務を達成するために行っているものでありまして、維持という警察法二条に定められている警察の責ども申し上げましたとおり、公共の安全と秩序のどのけが行う情報収集活動につきましては、先ほ

○逢坂委員 それでは、白川さん、質問の仕方をとおりだと思います。ては、主務官庁であります法務省からの御答弁のすテロ等準備罪が適用になるかどうかにつきましまた、いかなる場合に御審議いただいておりままた、いかなる場合に御審議いただいておりままた。

○逢坂委員 それでは、白川さん、質問の仕方を の達坂委員 それでは、白川さん、質問の仕方を

## 〇白川政府参考人 お答えいたします。

ます。
での適正な情報収集に努めているところでございでの適正な情報収集に努めているところでございといったことを考慮しつつ、警察法二条の範囲内な手段でございまして、必要性や相当性や妥当性て、その活動につきましては、あくまでも任意的なども、警察法二条に基づく活動でございまし

○逢坂委員 ということは、白川審議官、この方 の達坂委員 ということは、白川審議官、この方 の登坂委員 ということは、白川審議官、この方 とないということがはい、これは明文化されてい 報収集の対象にはしないんだとかということは、 報収集の対象にはしないんだとかということは、 は警察法二条の規定によっても調査やいろいろ情 は警察法二条の規定によっても調査やいろいろ情

) 1 - ( ) \*\*\*

## 〇白川政府参考人 お答えいたします。

私どもの行います情報収集活動につきましては、私どもの行います情報収集活動につきましては、私どもの行います情報収集を行っているものでございまして、特定の犯罪の捜査を念頭に置いたり、あるいは、今御審議いただいてお頭に置いたり、あるいは、今御審議いただいてお頭に置いたり、あるいは、今御審議いただいております組織的犯罪集団に当たるかどうかといった。

○逢坂委員 しつこいようですけれども、ここがの達坂委員 しつこいようですけれども、ここがまの中にいわゆるこの組織的犯罪にかかわりがあるの中にいわゆるこの組織的犯罪にかかわりがあるの中にいわゆるこの組織的犯罪にかかわりがあるの中にいわゆるこの組織的犯罪にかかおりますが、その際に、警察法二条の責務を達成わけですが、その際に、警察法二条の責務を達成わけですが、その際に、警察法二条の責務を達成わけですが、その際に、警察法二条の責務を達成している。

#### 〇白川政府参考人 失礼いたします。

は困難であります。
全く観点が違いますので、お答え申し上げることは構成するような人が当たるかどうかというのは委員お尋ねの組織的犯罪集団を構成する、あるい委員お尋ねの組織的犯罪集団を構成する、あるい私ども、公共の安全と秩序の維持という観点か

れを前提にしてこれは捜査をするということにな実際に組織的犯罪集団にかかわりがあるない、そということになっているわけですが、この中で、いて、犯罪があると思料されるときは捜査をするいを、刑事訴訟法の規定に基づ

うふうに言い切れますか。 定によっても絶対に捜査の対象にはならないとい 集団にかかわりのない方は、仮に刑事訴訟法の規 にしないと言っているわけですから、組織的犯罪 組織的犯罪集団にかかわりのない方は捜査の対象

# 〇白川政府参考人 お答えいたします。

とになります。すれば、刑事訴訟法に基づいて捜査を開始するこが、その結果、犯罪の具体的な嫌疑等がございまがとの結果、犯罪の具体的な嫌疑等がございまが、その結果、犯罪の情報収集活動は行っております

警察庁じゃないんですか。 警察庁じゃないんですか。 警察庁じゃないんですか。 とこれは を表する人のことを聞いているのではな をは、刑事訴訟法の解釈でございますので、法務省 を表する人のことを聞いているのではな ですが、それも法務省の守備範囲ですか。それは を表する人のことを聞いているのではな ですが、それも法務省の守備範囲ですか。それは を表する人のことを聞いているのではな ですが、それも法務省の守備範囲ですか。

## 〇白川政府参考人 お答えいたします。

開始されるところでございます。ざいまして、刑訴法百九十七条に基づいて捜査は捜査は刑事訴訟法に基づいて行われるものでご

の二、この規定からはどう逆立ちしても読み取れれども、私は、先ほどの今回の共謀罪法案の六条検討の対象にもならないということでありますけやっていること、一般の方々は捜査や情報収集ややっていること、一般の方々は捜査や情報収集やおのは、法務当局と同じ考えでございます。

いろ議論が分かれるでしょう。ないような気がするんですよ。まあ、ここは

いろ

**)を1目をです** でも、大臣、それじゃ、実際に捜査の現場に一でも、大臣、それじゃ、実際に捜査の現場にどうやって、それは大いと体になるということは、これはよくわかりま取るのはなかなか難しいとは思うんですが。犯罪取るのはなかなか難しいとは思うんですが。犯罪取るのはなかなか難しいとは思うんですが。犯罪をが文書か何かでおのませんよということをどう般の方々が対象になりませんよということをどうのでも、大臣、それじゃ、実際に捜査の現場に一

事局長の方からも答弁をさせます。 周知を徹底していきたいと思いますが、あとは刑は、やはり国会での審議経過も含めてしっかりと ただいまの御質問に対しまして

○林政府参考人 今回のテロ等準備罪は、刑事の○林政府参考人 今回のテロ等準備罪は、刑事の

な内容、こういったものを捜査機関に十分に伝えなったので、十分にこの間の議論を周知、議論の中ますので、十分にこの間の議論を周知、議論の中然それを前提として捜査が行われるわけでござい然それを前提として捜査が行われるわけでござい然それを前提として捜査が行われるわけでございが、手続法であるところの捜査の規範にも、当れは、手続法であるところの捜査の規範にも、当れは、手続法であるところの捜査の関係であるところの組織的犯罪集団というものをですから、今回、組織的犯罪集団というものをですから、

) ができ、ことで、 いっぱってので見ている。 このことによって捜査の適正を図ることが

○選切委員 それじゃ、警察庁に改めて聞きます。○選切委員 それじゃ、警察庁に改めて聞きます。

捜査につきましては、ただいま法務省刑事局長〇白川政府参考人 お答えいたします。

きことかというふうに思います。

から御答弁のあったとおり、慎重に運用されるべ

います。
おす。
また別のものであろうかと思活動でございます。また別のものであろうかと思持の観点から、別の観点から行っておる情報収集今申し上げましたとおり、公共の安全と秩序の維勢察が行います情報収集活動につきましては、

○逢坂委員 それでは、警察法二条の規定による のきまざま議論になっている一般の方々も含まれ きまざまな情報収集活動、これにはいわゆる今回

〇白川政府参考人 お答えいたします。

別のものであると思います。
ざいますので、警察の行う情報収集活動とはまたしているテロ等準備罪の運用にかかわることでごうことにつきましては、このたび御審議をお願い組織的犯罪集団の構成員であるかどうか、そうい 委員御質問の、一般の方々であるか、あるいは

で、刑事局長に同じ質問をします。 〇逢坂委員 それじゃ、運用にかかわることなの

々は含まれないという理解でよろしいですか。る対象に、いわゆる大臣の言うところの一般の方警察法二条に基づいてさまざまな情報収集をす

○林政府参考人○林政府参考人○本の中には当然警察が含まれます。その警察は捜査を行う現場に対して周知する必要がありま定義、こういったものの周知というものは、これ定義、こういったものの周知というものは、これ定義、こういったものの周知というものは、これに表示で明らかになっている組織的犯罪集団のいる。

ということでよろしいですか。 ということでよろしいですか。 ということでよろしいですか。 
して捜査するかは、的確に周知をしたその内容が 
の逢坂委員 刑事局長、どのような範囲を対象に 
の逢坂委員 刑事局長、どのような範囲というものは 
集団を要件とした趣旨及びその範囲というものは 
でございますが、こういったこの間の組織的犯罪 
ということでよろしいですか。

○林政府参考人 捜査は、実体法である犯罪を前 の本政府参考人 捜査は、実体法である犯罪を前 を立っておることでございます。その犯罪に 提として行われるわけでございます。その犯罪に 提として行われるわけでございます。その犯罪に 提として行われるわけでございます。その犯罪に していない犯罪

知徹底することによって、その捜査の限定がかかの要件というもの、またその理解というものを周わけでございます。その意味で、捜査機関に対しわけでございます。その意味で、捜査機関に対ししたがいまして、その限定を無視して捜査を行

思います。すので、これを正確に周知していくことになるとということが規範として示されるわけでございまるわけでございます。できる範囲とできない範囲

○逢坂委員 今の答弁でよろしいですか。○隆坂委員 今の答弁でよろしいですか。これによっていわゆる犯罪の主体が組織的すか。これによっていわゆる犯罪の主体が組織的すか。これによっていわゆる犯罪の主体が組織的すか。

〇白川政府参考人 お答えいたします。

きだろうと思います。 検察官とともに非常に慎重な運用に努めていくべいます。こういう国会の御議論を踏まえながら、訴訟法に基づきまして、検察官と協力関係にござ訴訟が犯罪捜査に当たりましたときには、刑事

○白川政府参考人 お答え申し上げます。の対象にはならないということでよろしいですか。るのではなくて、警察法二条も含めて、情報収集○逢坂委員 私は今百七十九条の話だけをしてい

ないということであれば、広く多くの人が対象に 〇逢坂委員 特定の犯罪の捜査を念頭に置いてい からの情報収集を行うものではございません。 犯罪の捜査を念頭に置いているものでもなく、ま 犯罪の捜査を念頭に置いているものでもなく、ま すれば、繰り返しで恐縮でございますが、特定の 警察の行います情報収集ということでございま

〇白川政府参考人 お答えいたします。 なり得るという理解でよろしいですか。

公共の安全と秩序の維持の観点から必要な情報

限られると考えます。の安全と秩序の維持という観点から必要な範囲に収集を行う、したがいまして、その対象も、公共収集を行う、したがいまして、その対象も、公共

●別屋し申し述べますけれども、倫点は満載でて、私は精査させてもらいたいと思います。まにならないというふうにおっしゃるのでありままにならないというふうにおっしゃるのでありままにならないというふうにおっしゃるのでありままにならないというふうにおっしゃるのでありままにならないというふうにおっしゃるのでありままにならないというふうにおっしゃるのでありままにない。●別屋し申し述べますけれども、倫点は満載で、

ただきます。 にだきます。 にだきます。 にだきます。 にださいうことを申し上げて、終わらせているれないような状態でありまして、これできょうられないような状態でありまして、これできょうす。 利は六条の二第一項からまだなかなか抜け出す。 繰り返し申し述べますけれども、論点は満載で

ありがとうございます。

〇井出委員 よろしくお願いをいたします。〇鈴木委員長 次に、井出庸生君。

で、お願いをいたします。まだその前に議論を続けていきたいと思いますの用だとか周知というような言葉が出ておりますが、林刑事局長や先ほどの警察庁の白川さんから運

あった事件であります。 たほどの逢坂先生、それからこれまでの議論で、 一般の方々の話がありました。つまるところは、 一般の方々の話がありました。つまるところは、 一般の方々の話がありました。つまるところは、 一般の方々の話がありました。つまるところは、

要は、犯罪を実行した人たちを共犯者でくくっと、団体の目的それから団体性、犯罪の実行行為としますと、団体の目的、団体、犯罪の実行行為はしよせん上記犯罪ですし、団体犯罪の実行行為はしよせん上記犯罪ですし、団体犯罪の実行行為はしよせん上記犯罪ですし、団体で、そのグループが上がって、そのグループが上があって、犯罪が先にあって、そのグループが上があって、犯罪が先にあって、そのグループが上があって、犯罪が先にあって、そのグループが上があって、犯罪が先にあって、そのグループが上があって、犯罪が先にあって、そのグループが上がってきて、犯罪の実行行為、と、団体の目的それから団体性、犯罪の実行行為、と、団体の目的それから団体性、犯罪の実行行為、と、団体の目的それから団体性、犯罪の実行行為、と、団体の目的を対した人たちを共犯者でくくって、そのグループは法律上の団体に該当するよと書いている。

その団体に法律が当てはまるよ、それだけ

見解をいただきたいと思います。 「のことではないかと思いますが、その件について 個別の事象、事案、それによって決まる、そうい 林刑事局長が再三お話しになっている、やはり、 ことは全く当てはまらないのではないか。むしろ、 団というものは物すごく限定されると言ってきた ことであって、何か、今までずっと組織的犯罪集

○林政府参考人 委員御指摘の事例というものが の林政府参考人 委員御指摘の事例というものが

正さいます。<br/>
にございます。それから、その加重類型として組にございます。それから、その加重類型として組<br/>
には、加重されるおけでございます。<br/>
作まで満たさなければ、加重されない通常の詐欺件まで満たさなければ、加重されない通常の詐欺件までがある場合に、その者について<br/>
というものの嫌疑がある場合に、その者について<br/>
には、加重されるおけでございます。詐欺を行った<br/>
には、加重された法定刑の中で処断されるわけで<br/>
ございます。

いますので、組織的犯罪集団というものについての三つがそろって初めて犯罪とされるわけでござけたように、組織的犯罪集団という主体の問題と、ければそもそも犯罪ではありません。前に申し上ければそもそも犯罪ではありません。前に申し上ければそもそも犯罪ではありません。前に申し上中がように、組織的犯罪集団という要件、これがないません。組織的犯罪集団というものについてございません。組織的犯罪集団というものについてがある。

は行われないわけでございます。の全く嫌疑がないようなものについて犯罪の捜査

局面が異なると思います。 局面が異なると思います。 と、そもそも犯罪が成立するかしないかということ、その際に、加重がされることはありますけれども、その際に、加重がされるかされないかの違いた場合で捜査が開始されることはありますけれども、そもそも犯罪が成立するかしないかというものテロ等準備罪の構成要件の場合と、これは全くのテロ等準備罪の構成要件の場合と、これは全くのテロ等準備罪の構成要件の場合と、これは全くのテロ等準備罪の構成要件の場合と、これは全くのデロ等準備罪の構成要件の場合と、これは全くの言語が表しています。

ただければと思います。
とによって、今回、テロ等準備罪の要件がなければ犯罪集団に関する嫌疑がなければ要件がなければ犯罪が成立しないような場合におばと思います。すなわち、組織的犯罪集団ということを御理解いただければと思います。すなわち、組織的犯罪集団ということを御理解いただければを思います。今回、テロ等準備罪の要件をだければと思います。

〔委員長退席、土屋(正)委員長代理着

している人間がいて、それをさかのぼって捜査し では、 ですけれども、私が聞きたいのは、実行準 では、 ですけれども、私が聞きたいのは、実行準 でまだしばらく時間があって、その後、 ということになるかもしれ ですけれども、私が聞きたいのは、実行準 はいんですが、組織的犯罪集団があって、 との後、

たときに、その嫌疑から考えて団体を組み立ててはなところだけ、ちょっと確認しておきたいんではないでしょう、ですから、やはりそなるわけではないでしょう、ですから、やはりそこは、その捜査側の組織的犯罪集団の認定という要素はあるんじゃないんですかね。そこの大ざっと、テロ集団とか詐欺集団とかばなところだけ、ちょっと確認しておきたいんではなところだけ、ちょっと確認しておきたいんではなども。

〔土屋(正)委員長代理退席、委員長着

席

○林政府参考人 犯罪主体を限定して組織的犯罪 集団というであるという嫌疑、そこまでの情報がな 準備行為であるという嫌疑、そこまでの情報がな されば、組織的犯罪集団による計画に基づく実行 をれば、組織的犯罪集団による計画に基づく実行 をいう行為について何らかの情報があっても、

を解明して、正拠を集めて、必ずしも、現在進行中 う活動でございますので、必ずしも、現在進行中 う活動でございますが、捜査というものは、基 を解明して、証拠を集めて、犯人を確保するとい うなイメージで考えられている場合 を解明して、証拠を集めて、犯人を確保するとい の犯罪事象、これをリアルタイムで捉えるのが捜 の犯罪事象、これをリアルタイムで捉えるのが で、必ずしも、現在進行中 の犯罪事象を捜査

って、証拠とか情報だって私はかなり少なくなるから、共謀罪という計画段階で、その犯罪の、だから、共謀罪という計画段階で、その犯罪の、だいの方にある。

言する者あり) と思いますよ、実行着手前とかと比べたら。

発

〇鈴木委員長 御静粛に願います。

〇井出委員 そういう点で伺っているんですが。

ょっとそこを教えてください。 全員の了承を得ることが必要なんでしょうか。 ていますが、了承を得るというのは、グループの 計画の合意を解消すること、この三つを挙げられ ず意思を伝えること、それから了承を得ること、 ろうかと。少なくともと、これを最低条件に、ま 得て、計画に係る合意を解消することが必要であ 計画をした者に離脱の意思を伝えて、この了承を ループからの離脱について、少なくとも、ほかの の十九日、國重委員に対する答弁の中で、 いうことについて伺っていきたいんですが、 う、やはりどう考えても悪いからやめよう、 犯行を思いとどまる、 離 する、 やは りや 計画グ そう 四月 ち

○林政府参考人 計画がなされて計画に加わったという、これをどのように捉えるかということ、る合意、自分がそこの合意に加わったということ、る合意、自分がそこの合意に加わったということ、るれに伴って、その後、犯罪に向けて、さまざまな因果関係のもとで、犯罪が準備から実行に向かな因果関係のもとで、犯罪が準備から実行に向かな因果関係のもとで、犯罪が準備から実行に向かな因果関係のもとで、犯罪が準備から実行に向かっていくわけでございますので、こういったということの解消が認められなくてはいけません。

のような場合に解消が認められるかというの

てきたと思います。
は、これはやはり個別具体的な事案においてさまは、これはやはり個別具体的な事業においてさまなものがあると思います。そのときに、やはざまなものがあると思います。そのときに、やはざまなものがあると思います。そのときに、やはざまなものがあると思います。そのときに、やはざまなものがあると思います。そのときに、やはざまなものがあると思います。

いのじゃないかと思いますけれども、どうですないわけですから、実行準備行為者は了承は要らは、それをやらないで離脱すれば実行準備行為がは、それをやらないで離脱すれば実行準備行為がしなくとも、実行準備行為を担当している人間

犯罪が実行される前に取っ捕まえるものでござい

んですが、共謀罪、テロ等準備罪というものは、

離脱をしなきゃいけない、そういうことだと思う係を断ち切るようにきちっと仲間に意思を示して

準備者が実行準備行為を行っていないわけですか 〇林政府参考人 今のような設例でいけば、実行

ます。 、テロ等準備罪そのものが成立していないとE

〇林政府参考人 離別の中では計画者とすら言えない場合があり得 が計画者であるかどうかというものについては、 が計画者であるかどうかというものについては、 が計画者であるかどうかというものについては、 とび、今の委員の御指摘の設例で、そういった者 が計画者とすら言えない場合があり得

て組織により行われるものの遂行について計画でて組織により行われるものの遂行について計画で言分がどのような役割を担うか、それまでも期を与え得る者だ、そういった場合にはございますが、そういったことでもない、あるいは、組織で自分がどのような役割を担うか、それまでも期で自分がどのような役割を担うか、それまでも期で自分がどのような役割を担うか、それまでも期で自分がどのような役割を担うか、それまでも期で自分がどのような役割を担うか、それまでも期で自分がどのような役割を担うか、それまでも期でもないますが、そういったことでもない、組織という者については、組織的犯罪集団の団体の活動としれを計画者と言えるかどうかという問題はございれる計画を与えるかどうかという問題はございれる計画を与えるかどうかという問題はございれる計画者と言えるかどうかという問題はございれる計画者と言えるかどうかという問題はございの遊行について計画ででは、組織的犯罪集団の団体の活動としなぜないでは、組織的犯罪集団の団体の活動としなぜないますがという。

ます。

のとおりでございます。行われる前に行われなければいけないことは、そられるのは、何らかの誰かによる実行準備行為がら認定を前提とすれば、その場合に、離脱が認めいずれにしても、仮に計画に加わっているといいずれにしても、仮に計画に加わっているとい

にならないということですか。 変に対応しろ、そういう人たちは今回の罪の対象罪のときに、おまえは補助要員だ、現場で臨機応 の井出委員 計画を一緒に了承して、実行する犯

それともう一つは、そういう役割の人たちだったら、別に、犯罪が行われるときにそこに行けばたら、別に、犯罪が行われるときにそれが実行準備行為だよと計画、そういうものだけを取り締まるというんだったら別なんですけれども、当日補佐しろぐらいの人たちが、何が実行準も、当日補佐しろぐらいの人たちが、何が実行準も、当日補佐しろぐらいの人たちが、何が実行準も、当日補佐しろぐらいの人たちが、何が実行準も、当日補佐しろぐらいの人たちが、何がまるというものは絶対認められないのか。

いますので、そういったことも一つの役割であるであれば、そういった計画がなされるわけでござ変に対応する者というものが犯罪計画の中で必要の中で、そういった現場の中で、補助的に臨機応ということは申し上げましたが、もちろん、計画ということは申し上げましたが、場合によっては、するというような設例について、場合によっては、するというような設例について、場合によっては、

それは絶対に計画者にならないということまでを 申し上げたつもりはございません。 .認定される場合がございます ので、 で、

犯罪成立のために必要でございます。 とについての認識というものについて の内容でございますので、実行準備行為があるこ 備行為については、今回、これについては、 計画者については、やはり、 実行 行為 れは 準

件を緩和すべきであると思いますし、これはケーされる前の共犯の離脱より、私は、その離脱の要実行準備から離脱するということは、犯罪が実行うんですけれども、要は、実行前の犯罪の計画と んですかね。 とおっしゃいましたけれども、了承は絶対条件な という危険性に対して離脱をすると考えるかと思 〇井出委員 今までの共犯の離脱は、 する、了承が要る、ほとんどの人間の了承が要る ス・バイ・ケースなのかもしれませんが、 備罪の離脱は、計画されて実行準備行為がされる れるという危険性、それから、共謀罪、 犯罪が行 アロ等準 犯罪が行わ 離脱を

題でございます。したがいまして、これが絶対条うのは、やはり個別の事案での最終的な認定の問認めて、犯罪成立がその者についてしないかといる。 
の林政府参考人 これは、どういう場合に離脱を うではないと考えます。 -なのかということを言われたらば、 必ずしもそ

行為をすれば中止犯を認めるのかということにつ うものがございますが、 ては、やはり、 例えば、 全ての結果を完全に防止する、 中止未遂で、どのような 中止 轭 中 止 未遂と 11

> ございます。やはり、この離脱の問題というの かとか、その事実認定の中でのいろいろな判断とも、その主要な部分について防止すればいい全てを自分で防止しなくちゃいけないのか、そ どういった場合に離脱を認められるのかというの もがのれ

を厳しくすれば厳しくするほど、離脱できないよから離脱することでありますから、これを、要件らの離脱ではなくて、実行の前の計画と準備行為らの離りではなくて、実行の前の計画と準備行為は個別の判断になってこようかと思います。 ということは申し上げておきたいと思います。の要件というものは、やはり緩和するべきであるむということにもなりかねませんので、その離脱うな条件を課せば、逆に考えれば、犯罪に突き進

ていたら、それを違法とか憲法上の疑義があると 車、私用車に、全くわからないように秘密裏にG 車、私用車に、全くわからないように秘密裏にG から、考えていただきたいんですが、大臣の公用 から、考えていただきたいんですが、大臣の公用 から、考えていたださないらっしゃらなかった から、考えていたださないように秘密裏にG とはない、通信傍受捜査の予定はしていな 監視社会という言葉がございました。監視社会に 維新の会がお呼びになった指宿先生がされました。 思わないのか、そういう問いかけを、先日、日 し お話をさせていただきたいんですが、きょうもそれから、さきの参考人の質疑を踏まえて、少 それから、もっと言えば、 それから、さきの参考人の質疑を踏まえて、 今世界で使われてい 本

それにどう向き合う

が対象になったという事実があることを、よく踏とを全く知らない人もいるでしょう、そういう者 まえておいていただきたい。 疑者がそんな犯罪に手を染めているなんというこ 十九台の車、交際相手、知人、家族、中には、窓GPSの最高裁判決は、前も申し上げましたが、 ましたけれども、 ないというその答弁は何なんだとおっしゃって 一般、一般じゃない人になってきますけれども、 する認識というものが甘いと思いますし、これ 大臣に、 そのことについては、その捜 一務官ですけれども、松浪先生も、この間、 監視社会はあり得ないとおっしゃったのは 通信傍受用の携帯基地局も把握もして 余りにも、やはり私、そこに対 査は予定し てい 容 1 V

判所の方で裁判官をされている尾崎久仁子さんと C条約に入る、そういうことをずっと、それがこのテロ等準備罪、共謀罪というものは、T に、その しかし、この法律は、過去の共謀罪の法律の ければ、そういう立法をしなければいけないと。 とかを損なわないように、きちっと人権保障しな いう方は、捜査に与えられた力がいろいろな人権 TOC条約に深くかかわってきた、今国際的な裁 番の目的とされてきた。前にお話をしましたが、 配慮規定すらない。 いは、 O

れた人たちが懸念の対象にありましたけれども、 しよう、それを報道しようとする、そういう限ら 二〇一三年の特定秘密保護法、 例えば政府内で何か それでも大議論になった。 か悪いことを告発 あ れ は、 懸念を

る携帯電話の通信傍受をするための基地局、そう

そういうものに秘密裏に置かれているとし 大臣の執務室、

うなルール化もないままでできるのか。 中にチェックする機関がある。それも全くない。 中にチェックする機関がある。それも全くない。 中にチェックする機関がある。それも全くない。 中にチェックする機関がある。それも全くない。 中にチェックする機関がある。それも全くない。 しかし、この特定秘密保護法ですら、今、国会の

たと思います。 案に反対だということをはっきりと申し上げられそういうものに対する歯どめがない限り、この法どめが必要とおっしゃったわけではありません。指宿さんは、この法案に賛成で、そのために歯

てあってはならない。

であってはならない。

であってはならない。

であっておりまして、古川筆頭、ここにお座りにないで、場内協議はまだされていない。

でおりますので、場内協議はまだされていない。

でおりますので、場内で協議をするということに

であってはならない。

一ページは法務省にとっても重要な答弁でしたし、を読んでくださいと私は聞こえたんですね。そのが答弁を終わって戻ったときに、最後の一ページさんは、一度、私の記憶に残っているのは、大臣惑をおかけしましたが、その中でも、法務省の皆惑をおかけしましたが、その中でも、法務省の皆いろテレビでもクローズアップされて、大変御迷いろテレビでもクローズアップされて、大変御迷法務省も、後ろでペーパーを出す方が今回いろ

たい答弁だったと思います。聞いている我々にとっても、ぜひ伝えていただき

私は、これまで大臣に辞職を求めてまいりまし、しっかりと負っていかなければいけないと思し、しっかりと負っていかなければいけないと思まっていないのは大変残念でありますので、引きまっていないのは大変残念でありますので、引きまっていないのは大変残念でありますので、引きれき政治家同士が、まず、法務省にしっかりと仕事をしていただけるように、議論の続行を求めてまいりまし私は、これまで大臣に辞職を求めてまいりまし私の質疑を終わります。

#### 〇鈴木委員長 次に、上西小百合君。

○上西委員 前回、私が金田大臣に、共謀罪が成 の上西委員 前回、私が金田大臣に、共謀罪が成 の上西委員 前回、私が金田大臣に、共謀罪が成

ださい。そこで、今配付をしてあります資料をごらんく

れました。
無断で、不正に使用していたということが報じら者が、私の名前を自分の会社のホームページ上でけれども、先日、JKビジネスで逮捕された容疑けれども、先日、JKビジネスで逮捕された容疑が記した資料は本日発売の週刊誌の記事です

ところ、その内容は、その記事にあるよりも随分本庁の刑事との会話を録音したテープを入手した者として万世橋警察内で事情聴取をされたX氏と私の秘書が、あるルートから、その事件の関係

記者もおりました。 と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ と生々しく、刑事が、上西さんがこの件にかかわ

社会的信用を全て失います。

私は、具体的に、その会社と無関係であるといれたに、現体的に、その会社と無関係であるということを丁寧に説明し、各メディアから容疑者の方は、一般の方が警察によって同様の手段で無関係の事件にこのように巻き込まれることを想像関係の事件にこのように巻き込まれることを想像関係の事件にこのように巻き込まれることを想像関係の事件にこのように巻き込まれることを想像関係の事件にこのように巻き込まれることを想像であると、はっきり言ってぞっとします。一般の方が仮に冤罪で逮捕された場合、警察がこのようなが仮に冤罪で逮捕された場合、警察がこのようなが仮に冤罪で逮捕された場合、警察がこのようなが仮に冤罪で逮捕された場合、警察がこのような対し、私は、具体的に、その会社と無関係であるといれは、具体的に、その会社と無関係であるといれば、具体的に、その会社と無関係であるといれば、具体的に、その会社と無関係であるといれば、具体的に、その会社と無関係であるといれば、具体的に、その会社と無関係であるといれば、具体的に、その会社と無関係であるといれば、具体的に、その会社と無関係であるといます。

これを、この前の答弁を思い返して、よく考えて察の監視強化は不要だと思われるんでしょうか。 このような警察の現状を聞いても、大臣は、警

います。いただきたい、しっかり考えていただきたいと思

そして、次に移らせていただきます。

与党は、共謀罪なくしてTOC条約に加盟できるのであれば、なぜ民主党時代に加盟しなかったのか、よくこういうふうに言われますけれども、のか、よくこういうふうに言われますけれども、当時は政権が弱体化していたので、結局加盟できながった、こういうふうにおっしゃっていました。かった、こういうふうにおっしゃっていました。立れは、省庁がTOC条約に加盟すること自体を重要視していなかった、こういうふうな証拠に活動である。

臣にお伺いしたいと思います。待は何もしていないですけれども、最後に法務大もう正直、はっきり申し上げて、大臣に答弁の期くの上で、大臣にお伺いをしたいと思います。

をお伺いしたいと思います。

こういうふうに思いますけれども、そのお気持ちな重要視していない、そして、ただただ共謀罪をを重要視していない、そして、ただただ共謀罪をで加盟するのに共謀罪成立が必要だとよもや思ったが盟するのに共謀罪成立が必要だとよもや思ったが問いしたいと思います。

(巻言ける者の))にと思いますが、お聞きいただけますでしょうか。答弁の苦手な大臣にはこれぐらいの質問で十分

○鈴木委員長 発言には御注意ください。(発言)

**〇上西委員** 今までもそういう答弁だったから、

お答えください。

○金田国務大臣 ただいまの御意見は承りましたの金田国務大臣 ただいまの御意見は承りましたが、私からの答弁は、共謀罪というふうにおっしが、私からの答弁は、共謀罪というふうにおっしが、私からの答弁は、共謀罪というふうにおっした。

そして、具体的になりますが、テロが世界各地 で発生して、日本人も犠牲となっているという状 で発生して、日本人も犠牲となっているという状 のていますので、テロを初めとする国内外の組織 っていますので、テロを初めとする国内外の組織 っていますので、テロを初めとする国内外の組織 とが必要不可欠である。既に百八十七の国と地域 とが必要不可欠である。既に百八十七の国と地域 とが必要不可欠である。既に百八十七の国と地域 とが必要不可欠である。既に百八十七の国と地域 とが必要不可欠である。既に百八十七の国と地域 とが必要不可欠である。既に百八十七の国と地域 とが必要不可欠である。では とが必要不可欠である。では とが必要不可欠である。では とが必要不可欠である。 とが必要不可欠である。 で、このように思 たっした協力関係を構築して、 我が国がテロ組織 ることを防ぐ上で極めて重要だということであり ることを防ぐ上で極めて重要だということであり ます。

○上西委員 全くこの法案がどういうものかとい○鈴木委員長 上西君、時間が参っております。していきたい、このように思っております。民の皆様に御理解いただくように私たちは努力を民の皆様に御理解いただくように私たちは努力を民の皆様に御理解いただい。この法案を皆様に御審議いただいしたがって、この法案を皆様に御審議いただい

思います。
これを使うというのは、はっきり言って問題だととは期待していますよ。それを口実に、共謀罪、はオリンピック・パラリンピックが開催されるこはオリンピック・パラリンピック、これを、国民うのは、私は理解されていないと思います。

○鈴木委員長 時間が参っております。○上西委員 きょう、自民党にぶら下がっている日本維新の会の丸山議員、これがわざわざ法務委日本維新の会の丸山議員、これがわざわざ法務委目をにおります。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。○鈴木委員長 次に、藤野保史君。

場で質問していきたいと思います。やりとりがありました。これで、全く審議しない妨害という国民の関心の非常に高い問題で大事な妨害という国民の関心の非常に高い問題で大事な妨害という国民の関心の非常に高い問題で大事ながまというを発したいにいない。論点が大臣の答弁のたびにく尽くされていない。論点が大臣の答弁のたびにく尽くされていない。

までもう既にテロ犯罪、テロ行為が行われてまい宿参考人はこのように述べました。我が国はこれ、先日十六日の参考人質疑で、維新の党推薦の指

ます、こういう指摘であります。 るということは、私は合理性を欠いていると思い るということは、私は合理性を欠いていると思い 私は目にしたことがございません、そういった反 挙げての御議論あるいは研究、調査というものを を防ぐことができなかったのか、そういった国を りました、どうしてそうしたテロ行為、テロ犯罪

いうことであります。立法事実そのもの、これに 条約の批准とテロ対策を挙げられた。 うおっしゃっているんですね。目的は三つではな くて、目的は二つでありましてと前置きされて、 の法案の目的は二つであると。正確に言うと、こ 逢坂議員の質問に対する答弁では、総理が、今回 弁、前と全然違ってきたわけですね。二月三日、 のは本当に許されない。 なっているもとで、こうした立法を進めるという ついて不確定だということがきょうも浮き彫りに 先ほども、山尾委員の質問に対 先ほど大臣は条約のみを答弁されていると して、 しかし、き 大臣  $\mathcal{O}$ 

体的な事例で見ていきたいと思います。問題をめぐって今何を警察は行っているのか、具私はこれから、じゃ事実は何なんだ、こうした

握を目標にした大規模調査であります。 ている五十七カ国の出身者、これに対する身元把ムスリムのイスラム諸国会議機構、これに加盟しというものを紹介していただきました。これは、並んで、警察が行ったムスリムに対する監視事件大垣市民事件の問題、あるいは別府の盗撮事件と大垣市民事件の問題、あるいは別府の盗撮事件と大田の参考人質疑で、加藤参考人は、岐阜県の先日の参考人質疑で、加藤参考人は、岐阜県の

違いありませんね。出をした、こういう事件がありました。これは間出をした、こういう事件がありました。これは間についての警察が二○一○年の十月に、この問題についての警察がこれは警察庁にお聞きしたいんですけれども、

# 〇白川政府参考人 お答えいたします。

ット上に掲出されたものでございます。イル共有ソフト、ウィニー等を用いてインターネを含む国際テロに関連する記載のある文書がファお尋ねの事案は、平成二十二年十月、個人情報

料であると認定しております。
れンターネット上に掲出された本件データにつインターネット上に掲出された本件データにつけないますが、警察が見が取り扱った蓋然性が高い情報が含まれてのものは確認されていないところでございます。一のものは確認されていないところでございます。と記められるところでございますが、警察がいると認められるところでございますが、警察がいると認定しております。

容疑、家族・交友関係、パスポートの旅券番号、リムの方の国籍、氏名、住所、勤務先、使用車両、うものも流出しておりまして、対象になったムスーサし紹介したいんですが、例えば身上調書とい

ういった数字まで出ております。 シアは八二・八%、マレーシアは七七・七%、こ数が三千百二十三人、実に九三・三%、インドネ数が三千百二十三人、実に九三・三%、インドネ数に批握しているか、例えばバングラデシュは、提率、どこまで把握できているか、何人のうち何握率、どこまで把握できているか、何人のうち何

(発言する者あり) 収集をやっている、こういうのは事実なんですね。 警察庁にお聞きしたいんですが、こうした情報

#### 〇鈴木委員長<br /> 静粛に願います。

## 〇白川政府参考人 お答えいたします。

えさせていただきます。 えさせていただきます。とから、お答えは差し控 に含まれる情報が警察の保有するデータに含まれ に含まれる情報が警察の保有するデータに含まれ に含まれる情報が警察の保有するデータに含まれ に含まれる情報が警察の保有するデータに含まれ に含まれる情報が警察の保有するデータに含まれ

)藤野委員 いやいや、まさにこれそのものが権

い調査が現実に行われている。 関係を自分で壊しているわけですよ。とんでもなけている。こんなことをやって、関係国との友好与の振り込みから現金の出入りまで警察は調べ上使以下八十名の大使館員含む銀行口座の情報、給関係国とか言いますけれども、イラン大使館の大利侵害なわけですよ。それを大規模にやっている。

るんですか。

警察庁、こうした情報収集は現在も行われてい年のものもあれば、二○○八年のものもあります。年のものもあれば、二○○七のものもあれば、二○○七の流出した文書を見ますと、日付がばらばら

## 〇白川政府参考人 お答えいたします。

ます。 ますことから、お答えは差し控えさせていただきは、今後の警察活動に支障を及ぼすおそれがあり分析しているかを明らかにすることにつきましてりますが、警察が具体的にどのような情報を収集、警察におきましては必要な情報収集を行ってお

○藤野委員 これは幾ら聞いても答えないんです

が浮き彫りになっている。

・大供たちまでも監視の対象にしているという実態であります。ここに、ムスリム第二世代といって、であります。これは、警察庁国際テロリズム対策課の文書ニ○○九年一月十四日付、こういうものがありまこれは、警察庁国際テロ担当補佐等会議概要、んですね。関東地域国テロ担当補佐等会議概要、といし、私はこれは今もやっていると思います。

こう書いてあります。特に、今後は従来の実態

こういう記述がある。

一次の日ので、早期に把握していただきたい、スリムの過激化動向をいち早く察知するためにも、スリムの過激化動向をいち早く察知するためにも、スリムの過激化動向をいち早く察知するためにも、は、一点でありますので、早期に把握に力を入れる、十五年にからますので、早期に把握していただきたい、ムールをは、日本のので、早期に把握していただきたい、ムールをは、日本ので、早期に把握していただきたい、ムールをは、日本ので、早期に把握していただきたい、ムールをは、日本ので、早期に把握していただきたい、ムールをは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のは、日本のでは、日本

うなるのか。

一ンテロリストの脅威なる者として監視の対象に
こういうことを今現に警察がやっているという
こういうことを今現に警察がやっているという
の後ずっとこの十五歳、若者たちがホームグローンテロリストの脅威なる者として監視の対象に

ます。世界の流れから逆行するものかということであり世界の流れから逆行するものかということでありが今やっているこうした情報収集、捜査がいかにるして同時に、もう一つ確認したいのは、日本

ついて紹介してください。ついて紹介してください。八十三パラグラフについて、何と言っているか。八十三パラグラフに国連人権理事会が出したテロ対策に関する捜査に外務省にお聞きしたいんですが、二○○七年に

## 〇飯島政府参考人 お答えいたします。

プロファイリングを行う慣行があることへの懸念や出身国、宗教といった特徴等からテロリストの各国の法執行機関がそのテロ対策において、人種書におきましては、米国の同時多発テロ事件以降、ましたテロ対策と人権保護特別報告者による報告コ〇〇七年の第四回国連人権理事会に提出され二〇〇七年の第四回国連人権理事会に提出され

への住意に言及しております。 人データに基づくテロリストのプロファイリングや、推定される容疑者の特徴に応じ、収集した個

得ることという点を述べております。

中文が、人種に基づくテロリストのプロファイリングは均衡性の基準を逸脱していること、こう別的に扱うことにつながり、こうしたプロファイ別的に扱うことにつながり、こうしたプロファイ別がに基づくプロファイリングは特定の集団を差別がに基づくプロファイリングは特定の集団を差にては、人種に基づくテロリストのプロファイましては、人種に基づくテロリストのプロファイましては、人種に基づくテロリストのプロファイましては、同報告書のパラグラフ八十三におき

○藤野委員○ですから、国連の人権理事会特別報○の春野委員○の本国で行われたこうした人種等に基づくプロらの各国で行われたこうした人種等に基づくプロらの各国で行われたこうした人種等に基づくプローチン

いても紹介していただけますか。でも同趣旨の決議が上がっております。これにつ実は、その翌年、二〇〇八年の国連人権理事会

〇飯島政府参考人 お答えいたします。

しております。

一○○八年の第七回人権理事会で採択されたテロ大権諸条約を含む国際法を厳格に遵守の上、プロ人権諸条約を含む国際法を厳格に遵守の上、プロ対策と人権保護決議におきましては、各国に対し、二○○八年の第七回人権理事会で採択されたテロニにが、の報告書の趣旨を踏まえまして、翌年の

だけれども、こちらで紹介しますが、要するに、 〇藤野委員 ちょっと今お答えにならなかったん

切でも効果的でもないということが国連 翌年でも同じことなんです、こうしたやり方は れている。 かえって逆効果だと。 適

思います。 ですね。逆効果になると言っている。これは、九かれてできなくなるというのが国際的な到達なん そこに人手もとられ、予算もとられ、本来必要な、 ・一一後の実際の経験に基づく重い指摘だと私は 市民の暮らしを守っていく警察の活動が人手も割 つまり、そういう無尽蔵の情報を集めていくと、

ある、大臣も同じ認識でしょうか。 テロ防止に効果的でないだけでなくて、 たプロファイリングや監視、情報収集というのは、 大臣にお聞きしたいんですが、世界的にこうし 逆効果で

差別的取り扱いがなされるようなことがあってはを含むテロ対策において、人種等に基づく不当な めて重要である。その一方で、テロリストの特定いずれにせよ、テロを未然に防止することは極 内容について、我々も承知をしております。 ありました、御指摘の国連での特別報告者報告 **〇盛山副大臣** 今委員と外務省の間でやり ک のが

○藤野委員 それをやっていないから問題にして いるわけです。むしろ、何の犯罪の嫌疑もない、 、に立ち寄ったとかそういう人であるだけで調査 いないというふうに思います。 対象にしている。ですから、今のは答弁になっ 犯罪の嫌疑すらない、単にムスリム、 モス

ものと承知しております。

権に十分配慮した適切な対応に努める必要がある ならない、これもまた当然のことであります。

> り、最高裁がそういう法益侵害の危険性がなかっち裁が無罪判決を言い渡した事件であります。つま為に当たるかどうか争われた事件で、九年にわたに、日曜日に赤旗号外を配布したことが政治的行に、日曜日に赤旗号外を配布したことが政治的行 カシ たと判断した事案。この事案で警察は何をやった いただきました。配付資料もお配りしております。 そして、 もう一点御紹介したいの 日に堀越事件というものも紹介をし T

ります。 安部が作成したもので、先日、加藤参考人が配付して、いわゆる尾行の記録であります。警察庁公ります。これは行動確認実施結果一覧表といいまこれは、配付資料をお配りさせていただいてお したものと同様のものであります。

間違いありませんね。 警察庁にお聞きします。 これはそういう資料 で

〇白川政府参考人 お答えいたします。

書を警視庁公安部において作成し、裁判で提出はと同一か否か、確たることをこの場で申し上げるして、警視庁公安部が裁判の過程で提出したものまことに恐縮ですが、突然のお尋ねでございままことに恐縮ですが、突然のお尋ねでございま なされたものと聞いております。

〇藤野委員 通告もしておりますし、 事 実 上お 認

監視をしているもので、 から、いろいろやって夜帰るまで、 実に二十 九日間にわたって、 捜査員は延べ百七十一名 びっちりと 自 宅を 出

7

兀 台 車 両と六台 のビデオが使用さ

男、グリーンの帽子の男、こういう者がその後尾 査の対象になっているということであります。 たあらゆる人が、その後、行動確認と言われる捜 の対象者だけではなくて、その堀越さんが接 んですが、きょう強調したいのは、これは 一旦動き出すと、堀越さんという、ある意味捜 例えば、十一月十一日には、氏名不詳のひげの 資料からわ かりますの

男二人。三十一日、十一月一日、三日、四日、七男、ベージュのズボン。二十四日も、氏名不詳のい、そして氏名不詳の男。十七日も、氏名不詳の前後)、あるいは演劇を一緒に見た男女十名ぐら前後) になるということなんですよ。一般の方々が対象方だけでなくて、それに接触した全ての人が対象き出すということは、これはターゲットになった 日、八日、いずれも、堀越さんだけでなく、堀越 象になっていく。 つけた人の知り合いだったら、あるいはその 方は自分に関係ないと思っていても、警察が目を にならないとおっしゃるんですけれども、 さんが接触したいろいろな方々が警察にマークさ 詳の女(身長百五十センチぐらい、年齢三十五歳 行を受けております。翌日、十二日には、氏名不 合いの知り合いだったりしたら、 これは大臣にお聞きしたいんですが、警察が動 行動確認、つまり尾行の対象になっていく。 大臣、この資料で明らかじゃ 警察の監視の対 普 知り 通

〇金田国務大臣 /野委員 の御質問にお答えを

たします。

ります。

いる方々という意味で用いております。

という文脈においては、組織的犯罪集団とかかわという文脈においては、組織的犯罪集団とかかわという文脈においては、組織的犯罪集団とかかわという文脈においては、組織的犯罪集団とかかわという文脈においては、組織的犯罪集団とかかわとならない方々はテロ等準備罪の捜査の対象とならないの意味が異なるものとは思いますが、我々は、一の意味が異なるものとは思いますが、我々は、一の意味が異なるものとは思いますが、我々は、一

第であります。
第であります。
第であります。
第であります。
第であります。
とは想定しがたい、このように考える次と行うことは想定しがたい、場合の一環として被疑者でない人物の行動確認認められる場合には、その捜査の一環として被疑認められる場合には、その捜査の一環として被疑認められる場合には、その捜査の一環として被疑認められるものであって、特定の被疑者に嫌疑がに行われるものであって、特定の嫌疑がある場合

ます。 疑者として捜査の対象となることはないのであり 疑者として捜査の対象となることはないのであり ん。したがって、一般の方々がテロ等準備罪の被 の人物を被疑者として捜査するものではありませ る嫌疑の解明のために行われるものであって、そ いずれにしても、これはあくまで被疑者に対す

警察活動。境なく恣意的にやっている、ですから、っているわけですね、強制捜査、任意捜査、行政考人もおっしゃっていましたが、シームレスにやなんて聞いておりません。警察はそこで、加藤参の藤野委員 大臣、私は、被疑者であるかどうか

それが実態なわけですね。

本が聞いたのは、この資料は、結局、大臣は今を全て、手当たり次第にやっているんです。

一定の関係者どころか、接触し想定しがたいとおっしゃいましたが、実際にやった人を全て、手当たり次第にやっているんです。

最高裁が最終的に無罪だと確定した事案でこれ 最高裁が最終的に無罪だと確定した事案でこれ をか、被疑者になるわけがないじゃないですか。そ か、被疑者になるわけがないじゃないですか。そ かここの資料で浮き彫りになっていて、そのことがここの資料で浮き彫りになっていて、そのことが本当に多くの方の人権侵害、プライバシー侵害 につながっているということであります。

大臣にお聞きしたいのは、これは無罪が確定しているんですが、警察は堀越さん初め関係者に一言も謝罪していないんです、反省もしていない。私が取り上げてきた岐阜県大垣署による市民を視事件でも全く反省していない、謝罪もない。をやめさせた事件でも全く反省していない。をれどころか、通常業務の一環とか正当な職務執行と言って合理化している、選挙に行こうというを成事件でも全く反省していない、謝罪もない。を成立との大きによる。といるのですが、警察は堀越さん初め関係者に一ているんですが、警察は堀越さん初め関係者に一ているんですが、警察は堀越さん初め関係者に一大臣にお聞きしたいのは、これは無罪が確定しているわけですが、この事件でも謝罪はないわけですが、この事件でも謝罪はないわけですが、この事件でも謝罪はないわけですが、この事件でも謝罪はないわけですが、この事件でも謝罪はないわけるが、対しているとは、といるとは、

大臣にお聞きしたいんですが、プライバシーや

害につながるんじゃないですか、大臣。共謀罪を与えたらどうなるのか。さらなる人権侵ない、反省もしない、こういう反省しない組織に違法捜査と断じられても、それでもなお謝罪もし冤罪などの人権侵害が発覚して最高裁初め裁判で

〇金田国務大臣 ただいまの御質問にお答えをい

えをする立場にはないわけであります。警察の活動につきましては、法務省としてお答

れることはありません。 等準備罪に該当する行為が行われたという具体的 等準備罪に該当する行為が行われたという具体的 査が行われることはありません。すなわち、テロ 捜査と同様に、犯罪の具体的な嫌疑がなければ捜 捜査と同様に、犯罪の具体的な嫌疑がなければ捜 がますと、テロ等準備罪については、他の犯罪の に、テロ等準備罪の捜査について申し上

んならやめてください」と呼ぶ)ては、国内外の……(藤野委員「言う立場にないしかも、テロ等準備罪の対象となる団体につい

〇鈴木委員長 続けてください。

〇金田国務大臣 委員長からの指名でございます。 〇金田国務大臣 委員長からの指名でございます。 の元している団体がテロ等準備罪の適用対象となる が密売組織など、違法行為を目的とする団体に限 物密売組織など、違法行為を目的とする団体に限 を行っている団体がテロ等準備罪の対象となる団体につい を行っている団体がテロ等準備罪の対象となる団体につい を行っている団体がテロ等準備罪の対象となる団体につい を行っている団体がテロ等準備罪の対象となる団体につい を行っている団体がテロ等準備罪の対象となる団体につい

査機関が常時国民の動静を監視するといったよしたがいまして、テロ等準備罪の新設により、

しゃべるという、とんでもない話でありま 合のいいというか、言いたいことだけとうとうと ○藤野委員 今、大臣は冒頭に、警察の活動につ いては言う立場にはないと言いながら、 うな監視社会にはなりようがないのであります。

うなるのか。 備行為があるから内心を処罰するんじゃないんだここについて、大臣は、かねて、いや、実行準 心、ここに限りなく近づいていく。憲法十九条を たのか、これを突き詰めていきますと、人々の内 はなくて、結局、何を相談したのか、 おっしゃって、ビールと弁当を持っていたら花見 やないのかと聞くと、いや、外形からもわかると では、目的を調べるのなら内心の処分になるんじ きすると、目的をしっかり調べるから大丈夫だと。 と説明され、例えば花見なのか下見なのかとお聞 侵害する危険がこの法案の最大の問題であります。 だ、地図と双眼鏡を持っていたら犯行の下見だと ここについて、大臣は、かねて、いや、 本法案の最大の問題というのは、何をしたかで 四つ全部持っていったらど 何を合意し

ういう答弁であります。 いうことが重要になってくるわけであります、こ 計画に基づく行為と認められるかどうかの判断と 中で大臣はこうも述べているんですね、要するに、 そして、私がきょう聞きたいのは、この答弁の 大臣、 間 違いありません

〇金田国務大臣 私の答弁につい ての言及がござ

いうことについて関連した答弁を申し上げたこと 計画に基づく行為かどうかで判断をするんだと

められるかどうかによって決まると。 ということは、要するに、計画に基づく行為と認 で、これは大臣、実行準備行為に当たるかどうか とが重要になってくるわけでありますということ 基づく行為と認められるかどうかの判断というこ も、こういう答弁なんですね。要するに、 ○藤野委員 これは通告してあったんですけれは記憶しております。 計画

計画が問題になる。結局、要するに、計画に基づく行為かどうかだと、ね。大臣は外形でわかるとおっしゃったけれども、 が準備行為に当たるかどうかはわからないといういながら、結局、計画とセットじゃないと、それ大臣、そうなりますと、外形で区別できると言 答弁になるわけです。大臣、そういうことですよ

画の内容、人々の話し合いの内容、相談の内容、いうことは、実行準備行為の相当前の段階で、計大臣にお聞きしたいのは、計画が問題になると 提になるんじゃないですか、大臣。 これをつかんでいないといけないということが 前

す。計画に加わっていない者の行為というものは、す。計画に加わっていない者の行為というものは、実行準備行為に該当するためには、当該行為を行にうないます。したがいまして、ある行為がき行われる、計画をした犯罪を実行するための準 そもそも実行準備行為とは言えないわけでありま 合に、計画をした者のいずれかにより計画に基づテロ等準備罪における実行準備行為を考えた場 〇金田国務大臣 藤野委員にお答えをいたします。

> 計画に基づかない行為は実行準備行為にはなりま あるかどうかにより判断されることになります。 行為に該当するかどうかは、計画に基づく行為で をするわけでありますから、 画に基づく行為であるかどうかで判 ある行為が実行準備

為である可能性が高いと言える一方、それが計画に特段の理由もないのに赴いたのであれば下見行想定され、下見の必要性が認められる場所に、他 告人が共犯者らとともに組織的な殺人の計画を行 とは言えないことになるわけであります。 と無関係な場所なのであれば実行準備行為である った後、その計画において犯行場所や逃走経路と いていたという例で考えた場合、 備罪で起訴されました被告人が例えば公園等に赴 法として、指摘に即して申し上げれば、テロ等 すが、計画に基づく行為と認められるかの判断方 そして、指摘に対しましてお答えを申し上 例えば、当該被 げ 準

わゆる目的犯の目的の認定などという場合と同様 際には、一般的な犯罪における範囲、 断に当たりましては、 られたことを加えて答弁申し上げますが、その上 ついても捜査や認定の対象とはなりますが、その したがって、これにもう一つ、先ほどおっし 重視されるものと考えられるわけであります。 ある行為が実行準備行為に当たるか否かの判 客観的証拠や供述の裏づけ証拠の有無、 拠等による主観面の認定なくして実行 行為の目的などの主観面 あるいは 内容 11 Þ

行為とは認められないものであります。

るわけです。そういうことになるわけです。ョン。内心を事前につかんでいるということにななると、結局、話し合い、内心、コミュニケーシ計画をつかんでいないといけないわけです。そう計の質問は、計画がわかっていないと実行準備行利の質問は、計画がわかっていないと実行準備行

外の発言を求められておりますが、これを許可すの鈴木委員長 この際、議員丸山穂高君から委員る徹底審議を強く求めて、質問を終わります。断できない、全く憲法違反の法律であり、さらな断できない、全の憲法違反の法律であり、さらないのがでは、この法案は、改めて、内心の自

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

るに御異議ありませんか。

そのように決しました。
の鈴木委員長 御異議なしと認めます。よって、

丸山穂高君。

○丸山議員 日本維新の会の丸山穂高でございま

アございます。 発言の機会をいただきまして、本当にありがと

議員がなっている関係から、委員外から人を持っを出させていただいて、その関係で提出者に松浪員会は一人しか出せませんので、我が党は修正案は珍しいと思いますけれども、我が会派はこの委若干事情を説明しますと、委員外発言というの

だっ。だきますが、よろしくお願い申し上げたいと思いだきますが、よろしくお願い申し上げたいと思いてこざるを得ないということで、私、させていた

までございます。 員の皆様、長時間にわたる質疑、本当にお疲れさまず初めに、法務委員の皆様、大臣初め政府委

まず、大臣にお伺いしたいと思います。と私もこの法案にかかわらせていただきまして、まずもた修正案につきましても、受け入れていただいて、と私もこの法案にかかわらせていただきまして、まさ、遅は、私が質疑をさせていただいているます、大臣にお伺いしたいと思います。

問題点も明らかになったと十分思います。論がよりできるようになっております。そして、ります。三者出てきまして、非常にいろいろな議ります。三者出てきまして、非常にいろいろな議と思いますし、我が党そして自公の方々と合意民進党の方も別案という形でお出しになってい

〇金田国務大臣 丸山委員の御質問にお答えをいているのか、お答えいただけますでしょうか。修正案と別案、どのように見られてお考えになっそういった部分において、大臣、この二つの、

こざいます。 まず、民進党さんが提出した法案につきまして

が、TOC条約が明記をしております義務を履行罪の合意の犯罪化という、国際組織犯罪防止条約指摘申し上げるとすれば、一つには、重大な犯

点であります。できておらず、条約を締結できないという点が

で不十分である。 険性が認められて初めて検挙可能となるなどの点では対象犯罪が少なく、また、客観的に相当の危織的人身売買と組織的詐欺の予備罪を設けるだけあらし点は、テロ対策という観点から見て、組

のように考えておるところであります。以上、この二点が指摘できるのではないか、こ

したいと思います。
もって、これがまとまりましたことには敬意を表検討をされたことをお聞きしておりますが、まず舞処罰法案の必要性や内容について極めて真剣な罪処罰法案の必要性や内容については、テロ等準備民党三党で出した修正案については、テロ等準備

ある、このように受けとめております。であると承知しておるところから、貴重な提案で国会審議での御懸念といったものに対応するもの三党共同で提出されたことについて、これまでのその上で、与党との間で合意に至り、修正案が

と思うんですが。 満たしていないというのは、まさしく私もそうだたなというふうに思います。TOC条約の要件をが、逆に、民進党の別案については一刀両断されの丸山議員 貴重な提案と言っていただきました

法案を二○○六年に出されている。しかし、民進ね。共謀罪と丸々、ほとんど政府案と変わらない二○○六年に民主党が出された法案があるんですがるるありまして、一つなるほどと思ったのは、一方で、先ほど提出者の逢坂議員の方から説明

ょうの質疑でも、ここはきちんとお答えになって それに対してはどのようにお答えになるのか。き 思うんですけれども、だったら、与党時代、この それがなくても入れるんだというお話をされたと TOC条約は重要だとずっとおっしゃっています。 法案は別になかった、ないわけですよ、なくても 党は今回全く違う主張をしていて、TOC条約 TOC条約を結べなかったじゃないですか。

論理的に答えてください、どうしてこれに入れな というのはおかしな話だと思うんですけれども。 ほどの話だと、役所のたらい回しになったと言っ かったんでしょうか。 て、またそんな言いわけで大事な条約に入らない どうして与党時代に入らなかったんですか。 先

○逢坂議員 この点について明確な通告は きたいと思います。 いただいただ

うじゃないかということだったかと思っておりま 内法を整備しないでも入るという際の課題につい 国内法の整備は不要であろうというふうに考えて こから先は私の推測でありますけれども、 おりました。そこで、法務省の内部に対し ありやなしやということで、平岡法務大臣は当時 C条約に加入するために国内法の整備が必要か、 て整理をせよと。そして、その課題が、多分、こ この件については、平岡法務大臣の折に、 国内法を整備せずにTOC条約を即締結しよ てきちっと整理がつくということであるなら 課題に て、国 ТО

> というふうにしていたわけであります。 我々の考えに沿ってその具体的な作業を進めよう していなかったわけではございません。要するに、 り、民主党政権のときにこのことについて何にも よく巷間言われていますとお

うことだと理解をしております。 この案件については棚上げになってしまったとい ったとおり、平岡大臣の任期が切れ、その段階で しかしながら、先ほど刑事局長からも答弁が あ

ってみるべきことかなというふうに思っておりまうかということについては、もう少しよく振り返それを締結すべしという強い機運があったのかど しれませんけれども、このTOC条約について、 うか、あるいは行政的な状況と言ってよいのかも そして、そのときの政治的な状況といいまし ょ

〇丸山議員 しっかり御答弁いただい以上です。 たと。

うことには評価をさせていただきたいし、きょうはあるにしろ、きちんとアイデアを出されたといいただいております。それは本当に敬意を表したいただいております。それは本当に敬意を表した。 てくださるということは本当に重要なことだと思 さっていますので、欠席せずにしっかり審議をし も、一応、民進党の議員さんは皆さん座ってくだ

たというお話をされましたけれども、私、 たというお話をされましたけれども、私、通告まず申し上げたいんですけれども、通告がなか 法務委等における一連の民進党の 玉

0

っていただければと思います。 丁寧に対応いただくんだったら与党に対してもや 自身が立たれたときにきっちりこういったものは 通告があるというのをもめているわけで、やはり、 してやっているわけですよ。それで、通告がない、 んと。この程度の通告を、毎回民進党は与党に対 会対応と提出衆法に対する批判について見

しゃっていますね。(発言する者あり) 説明責任を果たしているかどうかとい お

〇鈴木委員長 御静粛に願います。

ういった状況で、どうして人の批判ばかりするの うふうに思います。 かというのは真摯に受けとめていただきたいとい 今、私がここで聞いて正式な答弁が出ている、 違うわけで、この説明責任もあるのに、ようやく 法案についても民主党さんの時代の話と今の話が ころ変わると今回もおっしゃいました。先ほどの 〇丸山議員 与党に対しても、大臣の主張がころ そ

ということを、それはフォローさせていただきた いというふうに思います。 ただ、逢坂議員は誠実にお答えいただいている

いしていきたいと思います。中身についてです。 て感謝申し上げたいと思いますが、一つまずお伺 らにいらっしゃる担当者の皆さん方にも改めまし な議論を修正案の修正協議でもできました。こち きまして、ありがとうございます。本当に建設的 それでは、今回の修正案、いろいろ質疑いただ ただきました。 親告罪、これを明記するという形で入れさせて これは実は、私も一番こだわっ これをぜひ入れていただきたい

ます。ということで、種々お願いに回った部分でござい

**)公園では、これでは、こがでし、** 果についてお答えいただけますでしょうか。 改めまして、この趣旨と、入ったことによる効

#### 〇松浪委員<br /> お答え申し上げます。

親告罪である犯罪を本犯とするテロ等準備罪がさった問題だと承知をいたしております。特にこの問題は、丸山議員が最初に御指摘をな

親告罪である犯罪を本犯とするテロ等準備罪が親告罪であることを明記させていただいたその意義でありますけれども、これだけ国民の皆さんの不安りましたけれども、これだけ国民の皆さんの不安当然に親告罪として解釈される旨を答弁されてお義でありますけれども、政府も従来から、これは義であることを明記させていただいたその意義と言いる。

今二次創作等で萎縮が懸念される中で、その論点 書でまず内閣の方にこの問題を問い合わせました。〇丸山議員 これは本当に重要な話で、私、主意 閣議決定で言ったとしても、 ものは親告罪だというふうに書かれたんです。 ではきちんと、内閣の閣議決定として、 は大事だと思うんですが、それに対して、 れは親告罪ということでいいのかという、非常に 準備罪での準備行為でこれが裁かれる場合にもこ 違反等、こういったものに対して、今回のテロ等 言っても批判されるんだと思うんですけれども、 ただ一方で、いろいろな批判をされる方は何を 親告罪の罪がありますけれども、特に著作権法 何もわからないじゃないか、 は明記されていないので、 警察の現場はそう動 政府がそうやって 政府が言うだけで 親告罪 主意書  $\mathcal{O}$ 

くかどうかわからないというような批判まで上がくかどうかわからないというような批判まで上がくかどうかわからないというより、活案について何か問題があるのなら、やはり、法案について何か問題があるのなら、やはり、法案について何か問題があるのなら、きゃあ騒ぐのじゃなくて、しっかりを正の部分を書していく、その議論をしていく、そして結果を出していく、これが本当に今の国会に求められている姿だ、姿勢だというふうに思います。

説明をよろしくお願いします。
いると思います。この趣旨についてしっかりと御ざいますが、この検討条項についても設けられて可視化とGPS、これも非常に大事な部分でごれました部分を伺っていきたいと思います。

附則に盛り込んだ次第であります。

#### **〇松浪委員** お答え申し上げます。

ってきたのが可視化の問題であります。をよりよいものにしようということで、当然ながら盾の方っかりしようというところで、当然ながら盾の方っかりしようというところで、当然ながら盾の方っからようというところで、捜査側の表と、それから国民の皆さんを守るための盾をしってきたのが可視化の問題であります。

れまでの検討、これをテロ等準備罪を適用するも、、いまでの検討条項が入っていることによって、これさせていただいているわけであります。して、我々はこれを今回検討条項ということで入在トライアルの段階であるということも踏まえまこの可視化については、昨年の刑訴法改正で現

についても最速で立法されるようにということで、 ましいということでありますので、我々は、これ 行うに当たっては立法措置が講ぜられることが望 でも、GPSの捜査は強制処分であって、これを Sについては、先般、ことし三月十五日の最高裁 の対照表をつくらせていただいた上で、このG かGPSとか、こういうものに至っても、 ていくというような意義があると考えております。 正刑訴法の中で示されている次の検討においても、 のにおいても確実に入れていく、そしてまた、 この委員会で、 また、GPSについてもお尋ねがありました。 の優先順位をトッププライオリティーに置い 各国の捜査の方法、通信傍受と 各国と Ρ

〇丸山議員 万々が一無実の方が捕まったときに 〇丸山議員 万々が一無実の方が捕まったときに の丸は野党の指摘に多かったですし、何より国民の れは野党の指摘に多かったですし、何より国民の れは野党の指摘に多かったですし、何より国民の はいます。

まちには、 できのこの等で質、等に質のででいってほしいというものがございます。で、一つ、附帯決議でもしっかりこの部分を入れで、我々維新と与党とで修正協議に合意した中

ついて努力していくということをお願いしたいときゃいけませんが、しかし、できる限り可視化に真相解明のための影響等にはしっかり留意はしなという努力規定。重大犯罪の未然防止の必要性とり調べの録音、録画をできる限り行うようにする追加されるテロ等準備罪の罪の立証において、取追加されるテロ等準備罪の罪の立証において、取追加されるテロ等準備罪の罪の立証において、取

ます。よろしいですか。ら真摯なお答えをいただきたいというふうに思い予定しておりますが、これについて、ぜひ大臣かいうのを入れていこうという話になっております、

〇金田国務大臣 私は今、委員のお話を伺って、 のかて、本法案が施行されるか否かにかかわらず、 改めて、本法案が施行されるか否かにかかわらず、 なめて、本法案が施行されるか否かにかかわらず、 なめて、本法案が施行されるか否かにかかわらず、 なめて、本法案が施行されるか否かにかかわらず、 なめて、本法案が施行されるか否かにかかわらず、 なめて、本法案が施行されるか否かにかかわらず、 はいるのと考えております。

〇鈴木委員長 ちょっと待ってください。

い」に呼ぶ)ください。(丸山議員「時間をとめてもらえますください。(丸山議員「時間をとめてもらえます傍聴人も同じです。(発言する者あり)お下がり、法務委員以外の委員は後方にお下がりください。

〔速記中止〕 時間をとめてください。

への鈴木委員長 速記を起こしてください。

の後、この後まさかですけれども、詰め寄ってプを見守っていただきたいと思いますし、まさかこふれております。そうした中で、ぜひ静かに議論うございます。非常に今、この委員会室、人があり、一人山議員 委員長、御配慮いただき、ありがと

聞いていただきたいと思います。るわけじゃないとは思いますが、しっかり静かにラカードを掲げたり、何かそんなことを考えてい

ですが、そういうことでよろしいですね。含まれているんだと私は理解してつくっているんが強くありました。それを踏まえた上での修正もが強くありました。それを踏まえた上での修正も会でも、監視社会になるんじゃないかという懸念会可の修正案で、もう一つ大事な、適正確保の

課す。〇松浪委員 今、組織犯罪処罰法六条の二の四項の本新たに加えた趣旨を御質問いただきました。と新たに加えた趣旨を御質問いただきました。

また、この配慮義務なんですけれども、これを でなり、自白偏重の捜査が行われる懸念があると しましては、取り調べが重要な意義を有すること になり、自白偏重の捜査が行われる懸念があると になり、自白偏重の捜査が行われる懸念があると になり、自白偏重の捜査が行われる懸念があると になり、自白偏重の捜査が行われる懸念があると になり、自白偏重の捜査が行われる懸念があると になり、自白偏重の捜査が行われる懸念があると になり、自白偏重の捜査が行われる懸念があると になり、自白偏重の捜査がでわれる懸念があると になり、自白偏重の捜査が行われる懸念があると になり、自白偏重の捜査がであります。

したように、この法が施行されて直後から捜査の努力義務につきましては、先ほど御指摘のありまも可視化をトップに持ってくるということ、特にの、今義務化の状況ですけれども、これの検討での、特義をしっかりと担保し、先ほどトライアルその意義をしっかりと担保し、先ほどトライアルをほど委員御指摘の可視化についても、本則で

うというものであります。三つの担保を置いて実質的に可視化を行っていこまさに、本則、附則、そして努力義務において、可能性があるので、その実質的な意義を担保する。

ておりますので。出した者の声がきちんと今議事録という形で残っしっかり留意いただきたいと思います。法案を提しっかり留意いただきたいと思います。法案を提しっかり留意して

つか積み重なっていると思います。しかし、それだけじゃなくて、建設的な議論が幾な議論を繰り返すような方もいらっしゃいますが、してまいりました。残念ながら、ずっと同じようしてまいりました。残念ながら、ずっと同じよう

構いません。ありがとうございました。こまでですので、どうぞ自席にお戻りいただいて修正案の提出者の方に関しましては、質疑はこ

できますでしょうか。

これまで三十時できますでしょうか。
これは確かに重要な観点だと思いますので、本当に大丈夫かという声にどう応えていくのいろいろお聞きになって、この法が施行された場所のあり方をすごく国民の皆さんが見ていたっしゃるんです。大分、反対派の方が不安をあらっしゃるんです。大分、反対派の方が不安をあらっした観点も含めまして、大臣、で、本当に大丈夫かという声にどう応えていると思います。これまでの間以上議論してきていると思います。これまでのできますでしょうか。

こします。 )金田国務大臣 丸山委員の御質問にお答えをい

テロ等準備罪処罰法案を成立させて国際組織犯

て重要だと考えております。
て高い効果を期待できるものと考えており、極めテロを初めとする国内外の組織犯罪への対策とし罪防止条約、TOC条約を早期に締結することは、

のことを御質問でございます。 その上で、修正案を含む本法案が成立した場合

ういう所存であります。るいは内容の周知といったものに努めていく、そる正法が適正に施行されるために、法の趣旨あ

とけ。 しっかりとよろしくお願い申し上げたいと思い しっかりとよろしくお願い申し上げたいと思い です。

以上は必要ない。 委員長、土屋理事、もういいでしょう。これま 委員長、土屋理事、もういいでしょう。これま の上は必要ない。 の上にできましたが、カレーだとかもり が修正されました。これまでの議事録もしっかり が修正されました。これまでの議事録もしっかり が修正されました。これまでの議事録もしっかり が修正されました。これまでの議事録もしっかり が修正されました。これまでの議事録もしっかり がのです。これ以上、ピント外れの質疑ばかり ないんです。これ以上、ピント外れの質疑はこれ と読ませていただきましたが、カレーだとかキノ と記ませていただきましたが、カレーだとかキノ と記ませていただきましたが、カレーだとかも が修正されました。これまでの議事録もしっかり がり返し、足を引っ張ることが目的の質疑はこれ と記ませていない。 本当に、犯罪の構成要件すらわ ないんです。これは を引っ張ることが目的の質疑はこれ はいたとか、土屋理事、もういいでしょう。これま

ります。お願い申し上げまして、私丸山穂高の質疑を終わお願い申し上げまして、私丸山穂高の質疑を終わ疑の終了後直ちに採決に入っていただきますよう論点も整理されて、時は来ました。この私の質

ありがとうございました。(発言する者あり)

〇土屋(正)委員 動議を提出いたします。〇鈴木委員長 土屋正忠君。

○鈴木委員長 土屋君の動議に賛成の諸君の起立討論を省略し、直ちに採決されることを望みます。者多く、聴取不能)修正案に対する質疑を終局し、有閣提出の法律案……(発言する者、離席する

〔賛成者起立〕

〇鈴木委員長 起立多数。(聴取不能)

まず、採決をいたします。

、、採決いたします……(聴取不能)修正案を採まず、内閣提出の……(聴取不能)修正案を採

[賛成者起立]

のでは、 成の、原案の賛成の諸君の起立を求めます。 の鈴木委員長 起立多数……(聴取不能)原案賛

○鈴木委員長 起立多数。よって、修正さして、登成者起立〕

○鈴木委員長○鈴木委員長起立多数。よって、修正されましたた。

御説明申し上げます。 案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を **〇國重委員** ただいま議題となりました附帯決議

國重徹君。

だきます。 案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていた

案に対する附帯決議(案)等に関する法律等の一部を改正する法律組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制

を期するべきである。ては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なき政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たっ

り行うように努めること。 した。 は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制は、組織の工において、計画に参加した者の供が重要な証拠となり得ることに鑑み、当該正の必要性、組織犯罪の処罰及び犯罪収益の規制は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制を含む組織的に行われる重大犯罪収益の規制は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制を含む。

一本法の目的が、国際的な組織犯罪の防止に 可行為を防止するために必要な措置について 財する国際連合条約を実施し、国際的協調の 関する国際連合条約を実施し、国際的協調の 下にテロ行為を含む国際的な組織犯罪と戦う を図るため、国際的なことを踏ま ための協力を促進することにあることを踏ま を図るため、国際的な組織犯罪と戦う 可行為を防止するために必要な措置について 国際対象を含む国際的な組織犯罪と戦う

収益の規制等に関する活業が大条の二第一項収益の規制等に関する法律第六条の二第一項収益の規制等に対する周知徹底に努めるとと経緯、本法の規定内容等について関係機関及経緯、本法の規定内容等について関係機関をといること。

以上であります。

○鈴木委員長 採決に入ります。 何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

る者あり)求めます。本案の賛成の諸君の起立を求めます。(発言す

[賛成者起立]

○鈴木委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

○金田国務大臣 ただいま可決されました組織的○金田国務大臣 ただいま可決されました組織的

成の……(聴取不能)起立を求めます。 での鈴木委員長 本会議の委員会報告書の……(聴は、最高裁判所にその趣旨を伝えたいと存じます。 また、最高裁判所に係る附帯決議につきまして

〔賛成者起立〕

〇鈴木委員長 起立多数。よって、そのように決

それでは、これにて散会をいたします。

- 44 -